

広島県立歴史博物館

研究紀要

第26号



- 資料紹介 「栗山堂銭筵詩画卷」(重要文化財「菅茶山関係資料」)の
翻刻及び訳注について…………… 吾 田 朱 里 1
 - 研究ノート 広島頼家伝来の細川家犬追物と上覧相撲の図について …… 川 邊 あさひ 27
 - 二つの「今中大学日記」の比較による両日記の性格と特色 …………… 久 下 実 37
 - 「縮景園図巻」について—十八世紀末の縮景園に係る歴史資料— ……… 白 井 比佐雄 47
 - 「縮景園記稿本」について—新発見の頼春水著「縮景園記」草稿— ……… 白 井 比佐雄 85
 - 「山陽先生詩稿」訳注(三)…………… 花 本 哲 志 116
-
- クサイツ・草出・草土—草戸千軒の呼称について— …………… 下津間 康 夫 (1)

BULLETIN
of
the Hiroshima Prefectural Museum of History

Vol.26

2024

Names of Kusado Sengen-cho Site on Historical DocumentsSHIMOZUMA Yasuo (1)

Materials introduction : Re-engrave and translation note of the handscroll

“Ritsuzandousenenshigakan”AZUTA Akari 1

A study on the illustrations of the Hosokawa clan’s Inuoumono and Sumo was

performed in front of the Shogun, inherited by the Hiroshima-Rai clanKAWABE Asahi 27

Charactaristic of Two “IMANAKA-Daigaku-nikki” (IMANAKA Daigaku’s Diary)

through comparison KUGE Minoru 37

Consideration on “Shukkeien-zukan” (Shukkeien-garden illustrated handscroll)

—Historical materials related to Shukkeien at the end of the 18 century— SHIRAI Hisao 47

Consideration on “Shukkeien-ki kouhon” (manuscript of “Shukkeien-ki”)

—Newly discovered draft of Rai Syunsui’s “Shukkeien-ki” — SHIRAI Hisao 85

Sanyou-Sensei-Si-Kou;translation and annotation;part3 HANAMOTO Satoshi 116

御 挨拶

広島県立歴史博物館は、中世の港町・市場町である草戸千軒町（鎌倉時代から室町時代にかけて繁栄した町）の遺跡、近世後期の備後国神辺（現在の福山市神辺町）出身の漢詩人・儒学者・教育者である菅茶山の関係資料、日本屈指の古地図資料を集めた守屋壽コレクションを中心に、広島県の歴史と文化を発信する拠点として、また、生涯学習の推進施設として、地域文化の向上に努めているところです。この研究紀要は、調査研究の成果を広く公開し、活用することを目的に刊行しています。

さて、今回の研究紀要には、重要文化財菅茶山関係資料の中から「栗山堂餞筵詩画卷」の翻刻と訳注、広島頼家に伝わる細川家の犬追物と上覧相撲の図について資料の年代を検討し頼家に伝来した経緯に関する考察、二篇の「今中大学日記」を比較することで明らかとなった特色と両者の関係性、十八世紀末の縮景園の景観を描いた『縮景園図巻』に記録された縮景園の改修内容の検証結果、縮景園の景観を描写した『縮景園記』の草稿である『縮景園記稿本』に関する資料紹介、広島頼家関係資料の中から頼山陽の漢詩草稿の訳注の取組、草戸千軒の呼称に関する一考察の七編の論考を収録しました。

あらためて、当館の調査研究活動に御支援・御協力を頂いた多くの方々に感謝の意を表し、本書が今後とも広く活用されることを念願して、発刊の御挨拶とします。

令和六年十二月

「縮景園図巻」について ―十八世紀末の縮景園に係る歴史資料―

白井 比佐雄

はじめに

縮景園（広島市中区上幟町所在）は広島藩主別邸⁽¹⁾に築かれた池泉廻遊式の大名庭園である。元和六年（一六二〇）浅野長晟（一五八六～一六三二）が上田宗箇（一五六三～一六五〇）に命じて築かせたと伝えられ、十八世紀第4四半期後半～十九世紀第1四半期初頭に浅野重晟（一七四三～一八一四。広島藩主（在任一七六三～一七九九））、斉賢（一七七三～一八三〇。広島藩主（在任一七九九～一八三〇））が行った大改修によって現在の庭園景観の基本が形作られた⁽²⁾。

また、「縮景園図巻」（図1。個人蔵（広島県立美術館寄託））は、前述の縮景園に係る絵画資料のひとつであり、十八世紀末の縮景園の景観を描いた現存唯一の作品である⁽³⁾。

本稿では、この「縮景園図巻」及び十八世紀第4四半期後半～十九世紀第1四半期初頭、寛政年間（一七八九～一八〇一）を中心とする時期に縮景園で実施された改修の内容に対する検証結果を紹介する。

【凡例】

- ・本稿は、西本卓氏、浜本緑氏及び広島県立美術館 隅川明宏主任学芸員の協力を得て実施した調査（令和三年九月～十二月実施）を基に作成した。
- ・本稿の記述は既に公表した白井「速報 縮景園図巻・縮景園記稿本について」公益財団法人頼山陽記念文化財団『雲か山か』第121号（令和四年。以下「速報」という。）の内容と一部重複する。本稿と速報の記述が矛盾する場合は本稿の記述が最新の見解である。
- ・本稿執筆に当たり、「済美録」「事蹟緒鑑」等の文献は参照せず、文末注⁽²⁾に記した文献の記事を参考にした。その他の参考文献も併せて掲示した。
- ・本稿では、十八世紀第4四半期～十九世紀第1四半期初頭の浅野家別邸を「泉邸」、泉邸敷地のうち濯纓池を中心とする庭園の範囲を「縮景園」、縮景園西側に隣接し「流芳軒」「馬場」及び「弓銃演場」その他の施設が設置された地区を「流芳軒」地区」という（図22参照）。
- ・名所の号又はその他の施設等の呼称は、原則として広島県『名勝縮景園保存管理計画書』（平成二十四年）で示す号又は呼称を用い、歴史資料に拠る号又は呼称を用いる場合は号又は呼称に「」を付した。
- ・方位を示すに当たっては、磁方位を用いず、跨虹橋の中軸線方向を南北方向、これと直交する方向を東西方向と表記した。また、跨虹橋中軸線方向より東側を「東部」、西側を「西部」と表記した。
- ・特定の複数地点間を繋ぐ想定上の線を「ライン」という。例えば、祺福山と古松溪を繋ぐ想定上の線は「祺福山―古松溪ライン」という。
- ・寸法の単位はセンチメートルを用い、「センチ」と表記した。
- ・年数表記及び資料中の数値の表記は漢数字を用い、その他の数値表記には算用数字を用いた。また、西暦表記には桁を示す数字を省略した。
- ・敬称は省略した。



図1 (1) 縮景園図巻 (部分 右端)



図1 (2) 縮景園図巻 (部分 中央右)



図1（3） 縮景園図巻（部分 中央左）



図1（4） 縮景園図巻（部分 左端）

1 「縮景園図巻」の概要

「縮景園図巻」は、天明八年（一七八八）八月に竣工したと伝えられる縮景園の改修工事^{（4）}（以下「天明改修」という。）より後の縮景園主要部及び「流芳軒」地区等の景観を写實的に描いた庭園画である。「縮景園図巻」（以下「本図」という。）の名は頼古樸の箱書に因む^{（5）}。

近世絵画と考えて差し支えない画風であること^{（6）}、描かれた景観が縮景園に係る周知の資料や近年明らかになった縮景園の改修経過^{（7）}と矛盾しないことから、本図が近世に仮託した近現代作品である可能性は高くない。

作者や当初の所有者は不明であり、その後の伝来関係もほとんど不明である。

データは表1のとおり。

（1）形態、保存状態等

本図は、縮景園の庭園景観を描いた本紙（以下本紙に直接描いた画面を「本画面」という。）、景観の一部を描いた貼紙（図3及び図5～16（56～58ページ）。以下貼紙を特定する場合は図5で示すアルファベットを用い「貼紙A」の要領で示す。）14枚及び名所の号を墨書した付箋（以下「付箋」という。）21枚（貼紙の下に残された付箋（以下「旧付箋」という。）を含めると25枚。図4（52ページ）。）で構成される。落款等はない。

ア 料紙、本画面

本画面は、虫損、擦れ、貼紙に起因する折れ等が随所に見えるが、保存状態は概ね良好である。本画面に紙等を剥がした痕跡は認められず、

貼紙貼付時の状態が概ね保存されていると思われる。

イ 貼紙

貼紙の配置及び形状は図3、図5～16及び表3（59ページ）のとおり。前述のとおり貼り直しの痕跡が認められないことから、貼紙の貼付は1回のみと思われる。

各貼紙の形状は一定ではなく、寸法も異なる。貼付する位置、対象に応じて形状や寸法を決定、成形したものと推測される。

紙質はほぼ同質であり、ほぼ同時に成形、貼付されたものと思われる。

貼紙貼付に当たって本画面への加工は施されておらず、全ての貼紙下に本画面が残されている（以下貼紙の下に残された本画面を「旧画面」という。また、旧画面を特定する場合、例えば貼紙Aの旧画面を示す場合は

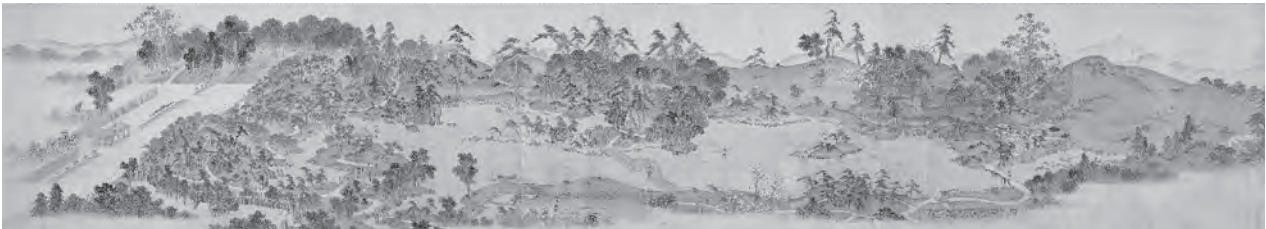


図2 縮景園図巻（全体）

表1 データ

資料名称	外題	数量	寸法(本紙、cm)	材質、形状	作者
縮景園図巻	なし	1 巻	縦 32.7 横181.3	紙本著色、卷子装、料紙2枚 継(第1紙横124.1)、表紙題簽貼付け	不明

「旧画面A」の要領で示す。）。

旧画面A、旧画面B、旧画面C、旧画面D及び旧画面F(図5、6、7、8及び10)に損傷はあるが、他の旧画面に損傷が認められないことから、貼紙貼付及び貼紙への描画(以下貼紙に描かれた画面を「現画面」という。また現画面を特定する場合、例えば貼紙Aの現画面を示す場合は「現画面A」の要領で示す。)の主たる目的は、旧画面の景観を貼紙貼付時の景観に補正することにあると推測される。

貼紙Aは貼紙Bに、貼紙Dは貼紙B及びCに重ね貼りしている(図3、6(1)、7及び8)が、重ね貼り部分に各貼紙間の現画面の重複は認められず、また、現画面と周囲の本画面との間に大きな矛盾がないことから、本画面に未描画の貼紙を全て貼付した上で、現画面を描いたと思われる。

ウ 付箋

付箋及び旧付箋の配置は図4⁽³⁾のとおり。「跨虹橋」の号(以下特定の名所の号を示す場合は「跨虹橋」号)の要領で示す。)を墨書した付箋(以下付箋を特定する場合は「付箋「跨虹橋」」の要領で示す。)より右側に10枚、付箋「清風館」より左側に15枚貼付され(旧付箋含む)、本画面縦中軸線より左に偏在する。

寸法は縦1.6センチ×横0.6センチで共通し⁽⁴⁾、紙質も同一である。付箋「超然居」の破損部から見える本画面に「然」字の部首が写っている(図13)ことから、画面上に未記入の付箋を貼付し、その後に墨書したと思われる。

また、現画面Aに付箋「看花榻」(図5)、現画面Bに付箋「悠々亭」(図

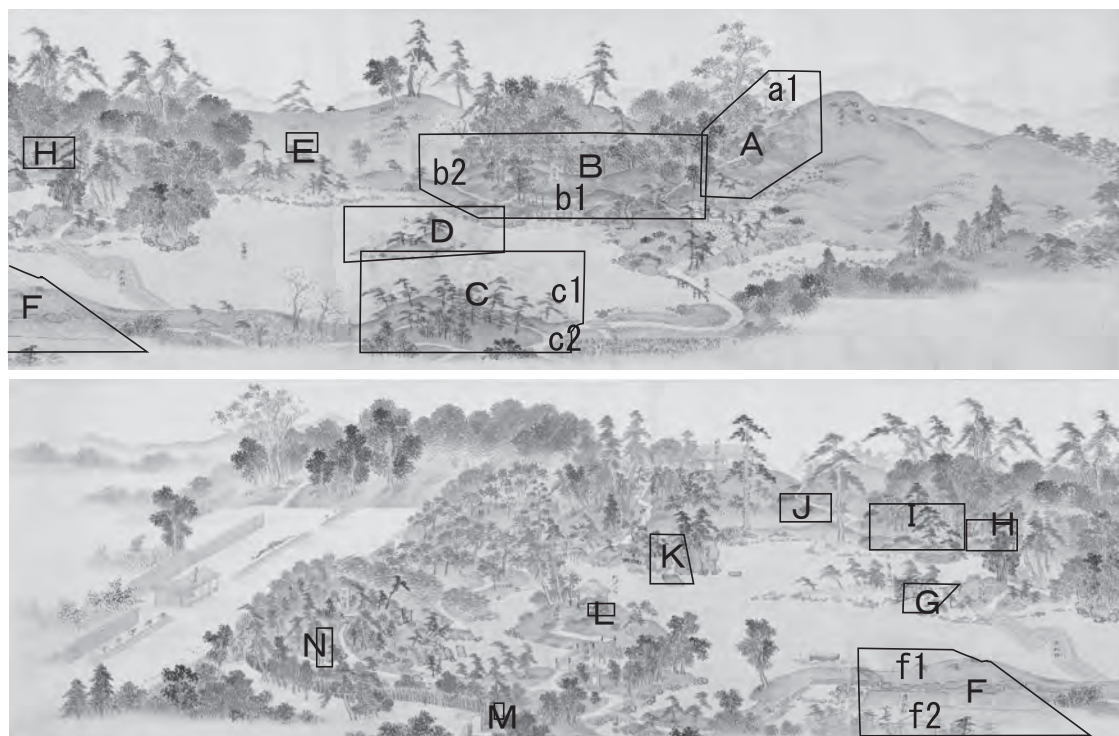


図3 貼紙の位置

凡 例 □ 貼紙の位置及び形状(概略)
アルファベット大文字 貼紙の仮名称

アルファベット小文字+数字 貼紙中の注目すべき点

6(1)及び(3)、現画面Dに付箋「松嶼」(図8)、現画面Fに付箋「清風館」(図10)が貼付され(以下現画面に貼付された付箋を「現付箋」という。)、旧画面Bに旧付箋「悠々亭」(図6(1)及び(2))、旧画面Cに旧付箋「看花榻」(図7)、旧画面Dに旧付箋「松嶼」(図8)旧画面Fに旧付箋「清風館」(図10)があること、本画面に紙等を剥がした痕跡が認められないことから、付箋及び旧付箋は本画面描画後に貼付され、貼紙貼付、現画面描画後、現付箋「悠々亭」、現付箋「看花榻」、現付箋「松嶼」及び現付箋「清風館」に限って別途新たに作成、貼付されたと推定される¹⁰⁾。

付箋に記された名所の号21個(表2)は、うち20個が「天明末年から寛政初年にかけての時期」(一七八八〜一七九一年頃か。)に選定されたと指摘されている「縮景園二十勝」¹¹⁾を構成する名所の号であり、これに「縮景園二十勝」に含まれない「古松溪」号が加わる。「縮景園二十勝」の配置及び具体的様相を示す資料は本図が初見である。

(2) 本画面描画年代及び貼紙貼付年代等

本図は概ね十八世紀第四半期後半、一七九〇年代に、本画面描画及び貼紙貼付の2段階にわたって制作され、寛政十二年(一八〇〇)十月までに完成した作品と推定される¹²⁾。

本画面(旧画面含む)が描かれた年代又は時期(以下「本画面描画年代」という。))及び貼紙が貼付され現画面が描かれて本図が整えられた年代又は時期(以下「貼紙貼付年代」という。))の推定年代及び推定根拠は次のとおり。

ア 本画面描画年代

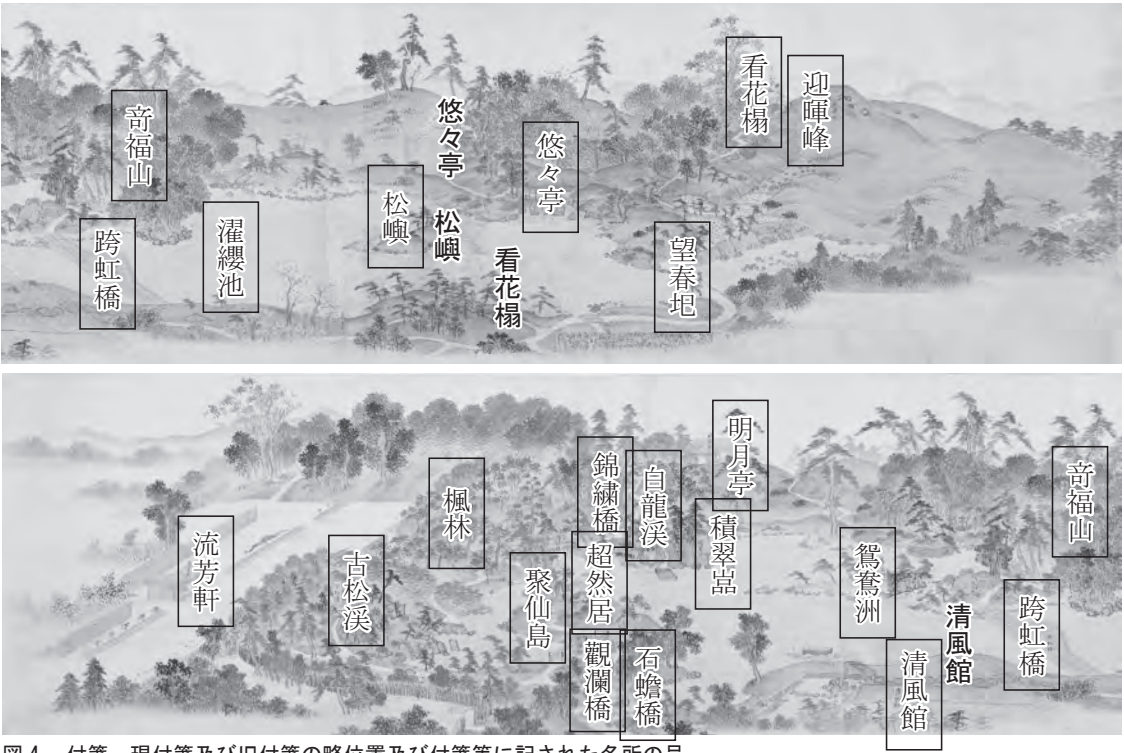


図4 付箋、現付箋及び旧付箋の略位置及び付箋等に記された名所の号

凡例 □ 付箋及び現付箋の略位置 (枠内は記された号)
ゴシック枠なし 旧付箋に記された号

表 2 本図に見える名所の号一覧（順不同）

号	備 考
迎暉峰	現在の迎暉峰とは異なる地割(現在の迎暉峰西側尾根付近)に用いられる
看花榻	
望春圪	現存しない施設(橋梁)(享和改修 ^{*1} 撤去)の号 「縮景園名勝」 ^{*2} に含まれない
悠々亭	
松 嶋	現存しない地割(島嶼)(享和改修撤去)の号 「縮景園名勝」に含まれない
濯纓池	
奇福山	現在は祺福山と号す
跨虹橋	
清風館	
鴛鴦洲	現存しない地割(島嶼)(享和改修撤去)の号 「縮景園名勝」に含まれない号
明月亭	
積翠岨	現在は積翠巖と号す 「縮景園名勝」に含まれないが、現在も名所に挙げている
白龍溪	現在の白龍泉流路とは異なる地割(流路)(享和改修で改修)の号 「縮景園名勝」に含まれない
錦繡橋	「縮景園名勝」に含まれるが、現存しない施設(橋梁)(文化後期改修 ^{*3} 撤去)の号
楓 林	現在の丹楓林とは異なる位置にあった尾根付近の号
古松溪	「縮景園二十勝」に含まれない号 「縮景園名勝」に含まれ、現在も北西部の流路に対し同じ号を用いているが、本図では、東南部の現存しない地割に用いている
聚仙島	現在は用いていない号 「縮景園名勝」に含まれない
超然居	
觀瀾橋	
石蟾橋	
流芳軒	現存しない施設(文政改修 ^{*4} 撤去)の号

*1、*3、*4 後出注(2) 白井報告1及び白井報告2参照

*2 後出注(60)参照

「縮景園二十勝」が選定された時期を上限とし、寛政三年（一七九二）十月に竣工したと伝わる⁽¹³⁾縮景園の改修工事（以下「寛政前期改修」という。）着工までの時期を下限とする間、天明八年八月～寛政三年十月（二七八九～一七九一）の間のどこかで描画されたと推定される。

（ア） 上限の根拠

◇天明改修で竣工したと伝わる跨虹橋を描く。

跨虹橋は天明六年（一七八七）六月竣工と伝えられる⁽¹⁴⁾。

◇付箋に記された名所の号が「縮景園二十勝」と概ね一致する（前節ウ）。

◇旧画面Bに「悠々亭」を描く。

「縮景園二十勝」は「縮景園十九勝」に「悠々亭」号を追加して成立したと指摘されている⁽¹⁵⁾。この追加の契機として悠々亭竣工を仮定すると、本画面の制作の上限は「縮景園十九勝」選定段階まで遡らず、「縮景園二十勝」選定より後と推測される。

（イ） 下限の根拠

◇旧画面Fに描かれた清風館が寛政前期改修より前の姿の清風館を描いたものと推定される。

旧画面Fに描かれた清風館（図10。以下「旧清風館」という。）は「縮景園山荘図」⁽¹⁶⁾（享和元年（一八〇一）八月下図作成。以下「山荘図」という。）に描かれた清風館（以下「清風館」という。）と棟の向き構造等が異なり⁽¹⁷⁾、清風館は旧清風館を改修した建物と推定される。また、清風館に係る改修工事は寛政前期改修しか伝えられていない⁽¹⁸⁾。これらから、旧清風館を描く本画面の制作下限は寛政三年十月より前と推測できる。

イ 貼紙貼付年代

本画面描画後、寛政十二年（一八〇〇）十月に竣工したと伝えられる⁽¹⁹⁾改修工事（以下「寛政後期改修」という。）竣工までの間、寛政三年十月～寛政十二年十月（一七九一～一八〇〇）の間のどこかで行われたと推定される。

（ア） 上限の根拠

◇現画面に描かれた景観の多くが山荘図と一致する。

◇旧清風館の上に貼紙が貼付されている（前項（イ））。

（イ） 下限の根拠

◇享和改修で撤去された「望春圪」を描いている。

「望春圪」とその周辺の地割（図1（1））は、文化元年（一八〇四）に竣工したと推定される縮景園の改修工事（以下「享和改修」という。）の一環で、享和元年（一八〇一）八月から文化元年までの間のどこかで撤去、改修されている⁽²⁰⁾。この「望春圪」の上には貼紙が貼付されており、本図が享和改修以降改変されていないことが分かる。

◇現画面の一部が山荘図に描かれた景観と一致しない⁽²¹⁾。

現画面は、佐々木錦江（山荘図「草稿」制作者）によって山荘図を構成する一連の作品（以下「場面」という。）の下書き（以下「山荘図「草稿」という。）が全て揃えられるより前、一部の山荘図「草稿」は未だ制作されていない段階で描かれたと推測される⁽²²⁾。

山荘図「草稿」制作は享和元年（一八〇一）八月に完了している⁽²³⁾ことから、現画面描画即ち貼紙貼付の時期は享和元年（一八〇一）八月より前、おそらく寛政十二年（一八〇〇）十月の寛政後期改修竣工

前後と推定される。

(3) 作者

落款等がなく、作者は不明である。しかし、広島藩主別邸を題材とする本図の制作は藩主である浅野重晟の意思・意向に拠って行われたと推察され²⁴、作者は浅野重晟周辺の画を得意とする文人のひとりと推測される。広島を代表する画人・岡岷山(一七三四～一八〇六)を作者とする指摘もある²⁵。

(4) 目的動機

本図制作の目的や動機をうかがわせる資料も皆無だが、前項の年代推定が妥当であった場合、本画面は、浅野重晟を中心に繰り広げられた、「縮景園詩文 上」²⁶に掲載された詩の創作を始めとする文芸活動²⁷の一環として描画されたと推測される。庭園景観、詩文と絵画を一体に捉える芸術的感性による創作活動が想像される。

一方、貼紙が貼付されていることから、本図は、十八世紀末時点で、何らかの作業に利用する作品として位置付けられていたことが分かる²⁸。本画面描画直後から、他藩の文人等への配布²⁹を始め、様々に利用されたもののひとつと想定される。

貼紙貼付の目的及び動機も不明だが、目的については、本画面に描かれた景観を、本画面描画より後で山荘図「草稿」完整より前に実施された改修工事の結果形成された景観に補正するためと推測される。また、動機については、次代に予定されている縮景園真景図の下絵にするための指摘もある³⁰。

(5) 画の概要

ア 画の内容

泉邸敷地北部を東西に延びる堤防の稜線以南、跨虹橋を中心とする縮景園主要部及び「流芳軒」地区(図22(65ページ))の景観を南側から描いた図である。堤防北側斜面以北の事物は描かれず、堤防稜線上方に宗箇山を始めとする山並みを遠景として描く。

「奇福山」及び跨虹橋を画の縦中軸線上下に、かつ跨虹橋を画面中央やや下に配した上で、清風館の屋根越しに俯瞰している。また、桜花等の花樹や紅葉その他植栽の描写によって春景と秋景を同時に描き示している。

旧画面の内容は図5と16及び表3(56～59ページ)のとおりであり、本画面及び旧画面が描く景観は一七九〇年前後の、本画面及び現画面で構成される本図の現状は一八〇〇年頃の景観である。

イ 他の作品との比較

本図は天明改修後の絵画作品のなかでは現存最古であり、現存する真景図系のなかでも最も古い作品である³¹。

本図と同様の画角で縮景園主要部を描く「浅野侯別邸泉邸図」(図18。一八〇五～一八〇九年の間に制作。以下「文化図」という。)³²「安芸国広島縮景園全景」³³(図19。一八三〇年以降の制作。以下「天保図」という。)との比較では、本図には両図に対して、

○「流芳軒」地区の景観及び泉邸南西部(後に幽玄庵等が建てられる一帯)の一部も描いている³⁴

○付箋によって名所の位置が明示されている

○本画面描画後、貼紙によって景観が修正されている



図5 貼紙A（透過光撮影 縮率1：2）



図6（1） 貼紙B（全体）（透過光撮影 縮率1：3）

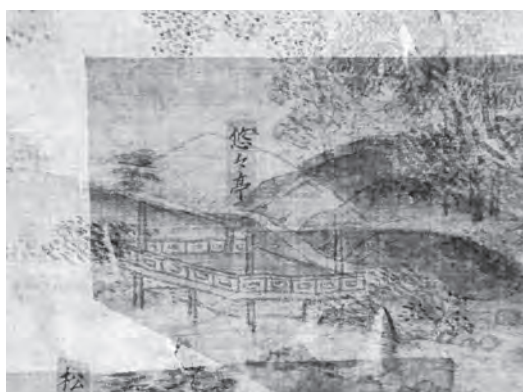


図6（2） 貼紙B（部分b1）（透過光撮影）

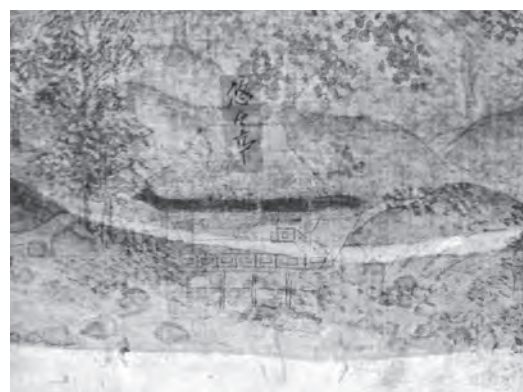


図6（3） 貼紙B（部分b2）（透過光撮影）

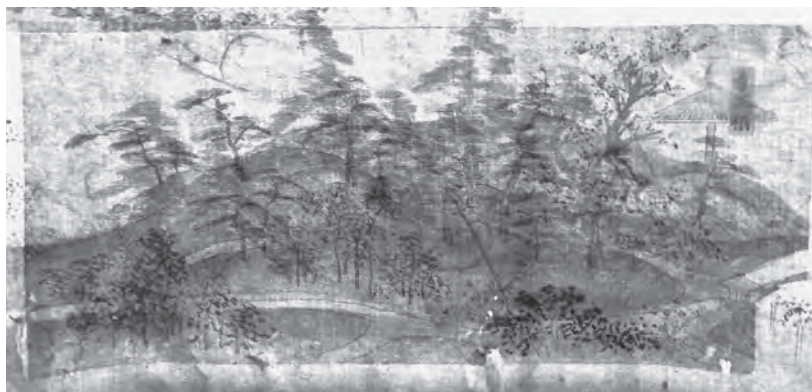


図7 貼紙C（透過光撮影 縮率1：2）



図8 貼紙D（透過光撮影 縮率1：3）



図9 貼紙E（透過光撮影 縮率1：2）

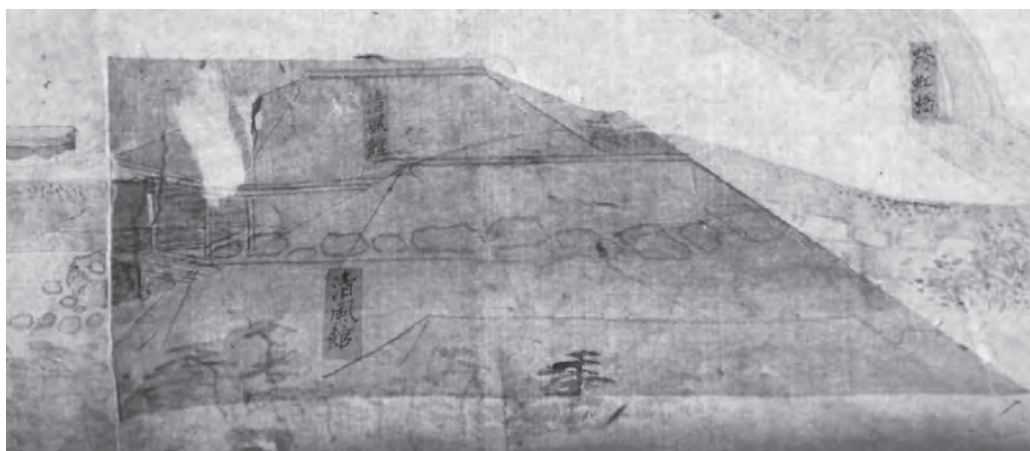


図10 貼紙F（透過光撮影 縮率1：2）

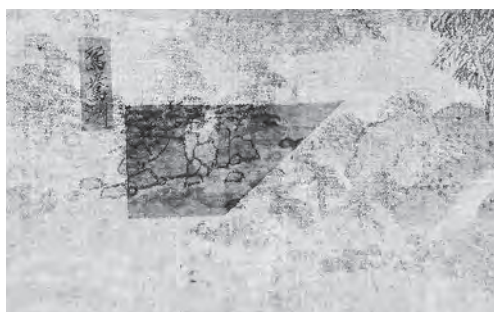


図11 貼紙G（透過光撮影 縮率1：2）



図12 貼紙H、I、J（透過光撮影 縮率1:1）

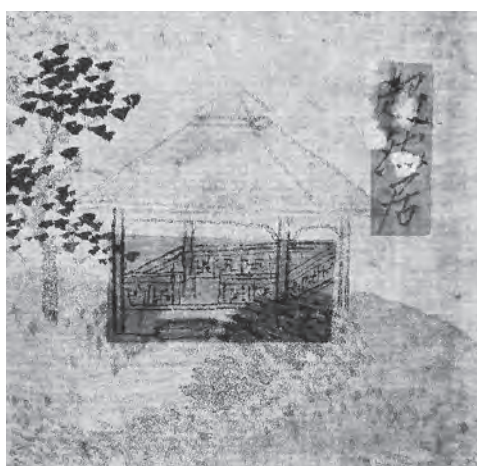


図13 貼紙L（透過光撮影 縮率1:1）



図14 貼紙K（透過光撮影 縮率1:3）



図15 貼紙N（透過光撮影 縮率1:1）



図16 貼紙M（透過光撮影 縮率1:1）

表 3 貼紙一覧

仮名称	描画内容
貼紙A	看花楊周辺から有年場上方にかけての堤防部の描写を補正。 現画面A 看花楊(図3a1)、看花楊東側の立石組(以下「看花楊東立石組」という。)、望春圪から看花楊に至る園路及び園路沿いの植栽を描く。 旧画面A 前述の諸要素は見えない。
貼紙B	悠々亭東側半島北端から臨瀛岡南側にかけての描写を補正。 現画面B 右端近く、現在の悠々亭とほぼ同位置(図3b1)に既知の資料に見えるものと類似する悠々亭(以下現画面に描かれた悠々亭を「悠々亭」という。)とその近傍の石燈籠(以下「悠々亭南東石燈籠」という。)を描く。 旧画面B 左端の臨瀛岡下(図3b2)に「悠々亭」(以下旧画面に描かれた「悠々亭」を「旧悠々亭」という。)、現画面の悠々亭の位置(図3b1)に円礫又は砂利を敷いた浜(以下「礫州浜」という。)、有年場から悠々亭東側半島を越えて西進する園路沿いに石燈籠(以下「当初B石燈籠」という。)を描く。
貼紙C	現在の桜花巷東部から龍門峡出口付近にかけての景観を補正。 現画面C マツ低木群と石燈籠(以下「桜花巷東詰石燈籠」という。)を描く。 旧画面C 右(図3c1)に「看花楊」(以下旧画面に描かれた看花楊を「旧看花楊」という。)と花樹(ウメか)、右下端(図3c2)に石燈籠(以下「当初C石燈籠」という。)を描く。
貼紙D	濯纓池東部の島嶼「松嶋」を補正。 現画面D 東側に二つの頂点を有し芝やマツ低木等を配した盛土、西側に礫州浜を残した形状の「松嶋」を描く。 旧画面D 主として礫州浜で構成されマツ低木を植えた「松嶋」(以下旧画面に描かれた「松嶋」を「旧松嶋」という。)を描く。
貼紙E	現在の臨瀛岡南側斜面、楊柳湾北側斜面に当たる位置を補正。 現画面E 広葉樹低木を描く。 旧画面E 石燈籠(以下「当初E石燈籠」という。)を描く。
貼紙F	清風館周辺を補正。清風館を正確に描写しないことを目的に貼付されたと推定される。 現画面F 清風館及び「一之御茶屋」の二棟の屋根と霞、濯纓池汀線に飛石園路を描く。 旧画面F 天端に近い位置(図3f1)に清風館(以下旧画面に描かれた清風館を「旧清風館」という。)及び東西棟の「一之御茶屋」と思われる建造物二棟を描く。
貼紙G	濯纓池西部の島嶼「鴛鴦洲」東端を補正。 現画面G 「鴛鴦洲」を「奇福山」から切り離された島嶼として描く。東端に立石組(以下「鴛鴦洲東端立石組」という。)を描く。 旧画面G 東端が礫州浜によって「奇福山」に繋がる「鴛鴦洲」を描く。
貼紙H	「奇福山」北西湾奥部を補正。 現画面H 園路より上方、内陸側に石燈籠(以下「補正H石燈籠」という。)を描く。 旧画面H 園路より下方、濯纓池汀線付近に石燈籠(以下「当初H石燈籠」という。)を描く。
貼紙I	貼紙Hに続く濯纓池汀線付近を補正。 濯纓池汀線沿いの園路を明瞭に示すために貼付したと推測される。
貼紙J	明月亭南東の堤防部を補正。 現画面J 濯纓池から明月亭東側に向けて登る園路を書き加える。
貼紙K	「積翠嶺」西端を補正。 現画面K 「積翠嶺」南西部と堤防部を繋ぐ杭列を濯纓池水面に補正するとともに、「積翠嶺」対岸汀線付近に立石組(以下「積翠嶺西側立石組」という。)を描く。 旧画面K 「積翠嶺」南西部と堤防部を繋ぐ杭列を描く。
貼紙L	超然居を補正する。 現画面L 超然居に高欄及び床構造、南面踏石を書き加える。 旧画面L 吹き放しの東屋を描く。
貼紙M	縮景園南西部を区切る柵列の一部を補正する。 現画面M 植栽を描く。 旧画面M 石造と思われる切妻屋根祠状の構造物を描く。
貼紙N	広葉樹高木の撤去に伴う貼付と推測される。

等の特徴があり、また、本図と文化図との間でも

○画面上の迎輝峰、奇福山、超然居等の配置、位置関係は似ているが、文化図は本図よりも起伏、高さを強調して描いている

等の相違がある。一方、本図及び文化図と天保図の間では、装幀や寸法⁽³⁵⁾のほか、

○天保図が濯纓池の南北幅や跨虹橋の長さを東西幅に比して大きくデフォルメしているのに対し、本図及び文化図はより実景に近い描き方をしている⁽³⁶⁾

○本図と文化図では、画面上の迎輝峰、奇福山、超然居等の配置、位置関係が似ており、天保図より実景に近い

○天保図は各名所の季節感を植栽で描き分けているが、本図及び文化図において、春季・夏季の名所に当たる有年場―看花榻付近や大イチョウに紅葉(黄葉)を、夏季に相当する後の臨瀛岡周辺に花樹を描くなど、各名所の季節感を描き分けていない

などの相違があり、天保図よりも本図と文化図の画風との間に共通性があると指摘されている⁽³⁷⁾。



図17 本図 (再掲) (縮率 1:140)



図18 浅野侯別邸泉邸図 (縮率 1:140)

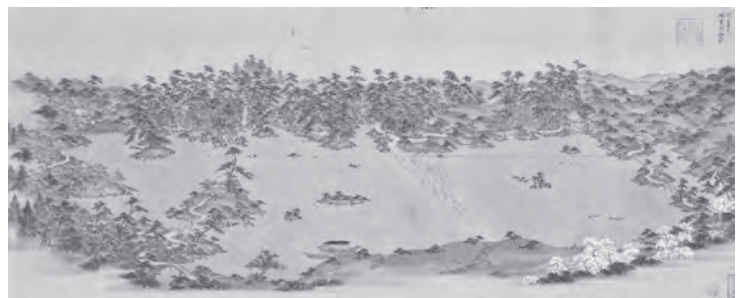


図19 安芸国広島縮景園全景 (縮率 1:140)

※国立国会図書館デジタルアーカイブ (注 (33)) からダウンロードした図版を合成、加筆

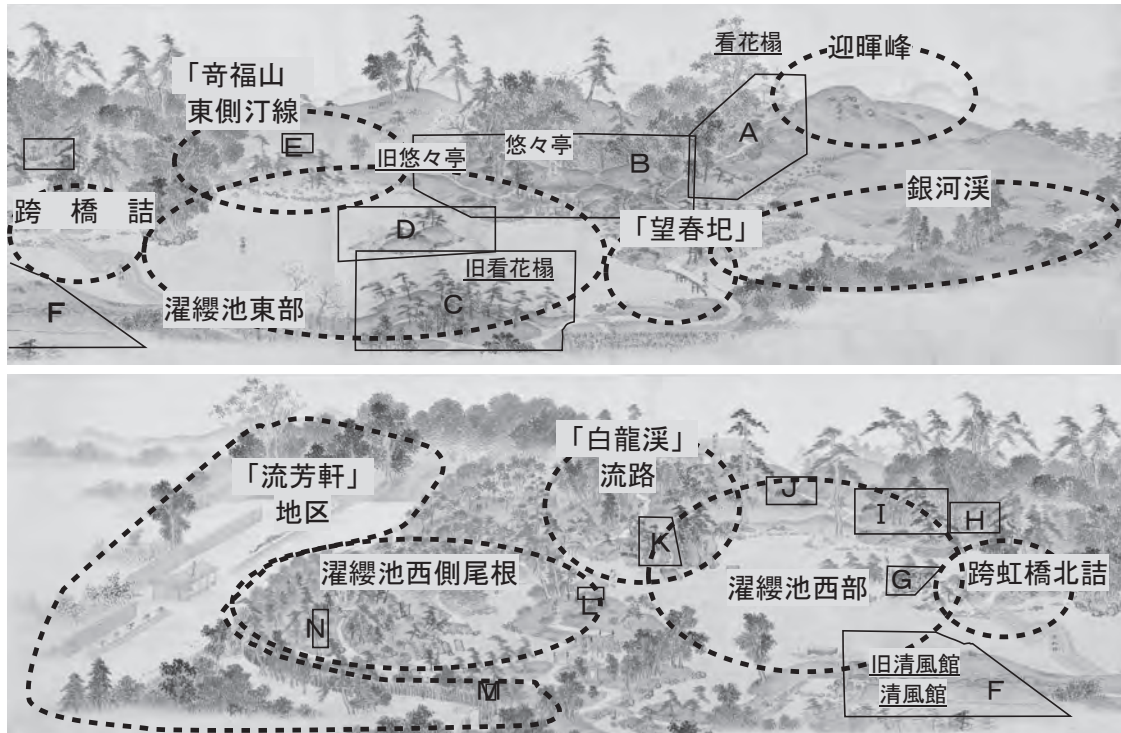


図20 文化図及び天保図と本図本画面及び現画面の主な相違点

凡 例	 主な相違点	ゴシック	主な相違点の名称
	 貼紙の位置及び形状（概略）	A～N	貼紙の記号

表4 文化図及び天保図と本図本画面及び現画面との主な相違点

位 置	内 容	改修の時期
迎暉峰	迎暉峰の位置及び形状は文化図に描かれた迎暉峰の位置及び形状と類似するが、天保図とは異なる。文化図より高低差小	文化後期改修以降の改修
銀河溪	文化図に描かれた銀河溪と形状等が異なり、山荘図第1巻場面3「迎暉峰」図、同第2巻場面11に見える銀河溪の形状に近い。	ポスト山荘図期
「望春圪」	文化図と異なり、山荘図第1巻場面2「望春圪」図に描かれた「望春圪」が見える。また、銀河溪の濯纓池への流入口の形状が文化図と異なる。	「望春圪」周辺はポスト山荘図期
看花榻	現画面で園路を追加。看花榻移設に伴う工事か	
悠々亭	悠々亭移設に伴い、旧画面に描かれた礪州浜を撤去	
旧看花榻	現画面で礪州浜を描く。看花榻移設に伴う工事か	
「奇福山」 東側汀線	文化図と異なり、主として礪州浜で形成されている 文化図に描かれた楊柳湾及び楊柳橋は描かれていない	楊柳湾及び楊柳橋付近は、ポスト山荘図期、その後、文化前期及び文化後期改修で度々改修
濯纓池 東部	文化図と異なり、「松嶼」を描く。文化図に描かれた島嶼は見えない。	山荘図Ⅱ期～ポスト山荘図期
跨虹橋 北詰	文化図と異なり、跨虹橋北詰の汀線が主として礪州浜で構成される	ポスト山荘図期
濯纓池 西部	文化図と異なり、「鴛鴦洲」のみ描かれ、文化図に描かれた島嶼が見えない	山荘図Ⅱ期～ポスト山荘図期
「白龍溪」 流路	文化図と異なり、「白龍溪」流路及び後の古松溪流路に相当する流路を描き、後の白龍泉及び白龍泉流路が描かれていない	ポスト山荘図期
濯纓池 西側尾根	文化図より、濯纓池汀線が超然居に接近している 汀線の凹凸が文化図に描かれた汀線より複雑	ポスト山荘図期

2 名勝縮景園を構成する主要な諸要素の変遷

本章では本図で窺える名勝縮景園を構成する主要な諸要素の変遷について説明する(図22(67ページ)、図26(76ページ))。

(1) 地割

本画面及び現画面と文化図及び天保図との主たる相違点は図20及び表4(63ページ)のとおり。このうち、従来の見解を修正すべき点は次のとおり。

ア 濯纓池島嶼配置の変更

本図では、濯纓池内に浮かぶ盛土又は礫を主体とする島又は洲(以下「島嶼」という。)として、濯纓池東部の「松嶋」、濯纓池西部の「鴛鴦洲」、「積翠嶋」及び「聚仙島」の4島嶼が描かれている。いずれも天明以前の「御池」の島嶼とは形状、位置が異なり⁽³⁸⁾(図23(67ページ))、天明改修による築造である。

一方、本図に描かれた島嶼は文化図に描かれた島嶼より数が少なく、かつ石組を景観上の主たる構成要素とする島嶼が本図では「積翠嶋」1島嶼に留まることも特徴的である⁽³⁹⁾。本図制作後、濯纓池及び島嶼が形成する景観意匠に対する考え方を改めた⁽⁴⁰⁾上で、文化図制作までの間に「松嶋」「鴛鴦洲」撤去と島嶼新造その他の改修工事が行われたことが分かる。

なお、この改修工事は東部を中心とする改修工事と西部における改修工事の2段階にわたると推定され、山荘図に、旧画面Dに描かれた「松嶋」(以下「旧松嶋」という。)に類似する島嶼を描く場面⁽⁴¹⁾と現画面Dに描かれた「松嶋」(以下「新松嶋」という。)に類似する島嶼を描く場

面⁽⁴²⁾に加え、濯纓池東部に島嶼を描いていない場面⁽⁴³⁾、濯纓池東部に墨書で3島嶼を描く場面⁽⁴⁴⁾が含まれること(表12)、濯纓池周辺汀線から切り離されているが鴛鴦洲東端石組は見えない「鴛鴦洲」に相当する島嶼を描いた場面がある⁽⁴⁵⁾ことから、貼紙が貼付され本図制作が完了した後から山荘図「草稿」が完整するまでの間(以下この間を「山荘図Ⅱ期」という。)で「松嶋」の改修撤去と東部島嶼群築造、「鴛鴦洲」東部石組撤去等の改修工事が、本図制作が完了しかつ山荘図「草稿」が完整した後から文化図が制作されるまでの間(以下この間を「ポスト山荘図期」という。)に「鴛鴦洲」撤去及び西部島嶼群築造等の改修工事がなされたと推測される。

また、旧画面Dと現画面Dによって明らかにされる「旧松嶋」から「松嶋」への改修工事(図8)及び旧画面Gと現画面Gによって明らかにされる「鴛鴦洲」切り離し工事(図11)については、山荘図に「旧松嶋」に類似する島嶼を描く場面⁽⁴⁶⁾や切り離された「鴛鴦洲」に相当する島嶼を描いた場面⁽⁴⁷⁾が含まれることから、両工事は、本画面描画後、山荘図「草稿」制作開始後から本図に貼紙が貼付されるより前までの間(以下この間を「山荘図Ⅰ期」という。)に実施されたと推測される。

イ 「白龍溪」流路と白龍泉流路築造

本図本画面に、明月亭南側附近から積翠巖西側、「錦繡橋」附近に向けて流下する「白龍溪」流路が描かれており⁽⁴⁸⁾(図1(3))、天明改修では白龍泉流路と異なる流路が整備されたことが分かる。

「白龍溪」流路は山荘図に見える⁽⁴⁹⁾一方、文化図では白龍泉流路及び白龍泉滝石組が描かれており、ポスト山荘図期に「白龍溪」流路撤去並

びに白龍泉流路及び白龍泉滝石組設置工事が実施されたことが分かる。
ウ 濯纓池西側尾根の改修

本図及び山荘図⁽⁵⁰⁾では、「聚仙島」西側は濯纓池西側尾根から細い水面で切り離され、濯纓池西側尾根の汀線も複雑に凹凸しているように描かれている(図1-4)が、文化図では本図より幅広い水面が描かれ、濯纓池西側尾根の汀線も単調であるように描かれている⁽⁵¹⁾。ポスト山荘図期における改修工事が考えられる。

(2) 構造物

ア 建築物

本画面及び現画面に清風館、看花榻、悠々亭、靈迹壇、「奇福山」、明月亭及び超然居が描かれるとともに、旧画面Fに旧清風館、旧画面Cに現画面に描かれた看花榻より古段階の「看花榻」(図7。以下旧画面Cに描かれた看花榻を「旧看花榻」という。)、旧画面Bに現画面に描かれた悠々亭より古段階の悠々亭(図6(2)。以下旧画面Bに描かれた悠々亭を「旧悠々亭」という。)が描かれる。いずれも植物葺き平屋建てである(図21及び表5)。

(ア) 旧清風館及び清風館

旧清風館及び清風館は縮景園の中心に位置する建築物である。現画面Fでは両者は異なる位置にあったように描かれているが、実際には同位置にある建築物であり⁽⁵²⁾、清風館は旧清風館を改修した建築物である。

旧清風館から清風館への改修工事は、旧清風館が山荘図に見えない⁽⁵³⁾ことから、本画面描画の後から山荘図「草稿」制作開始より前の

間(以下この間を「プレ山荘図期」という。)に実施された工事である。なお寛政前期改修である。

(イ) 旧看花榻及び看花榻

旧看花榻と看花榻は構造、形態が類似しており⁽⁵⁴⁾、看花榻は旧看花榻を移設した建築物である可能性が高い。また、旧看花榻では西側に花樹中木(ウメ又はモモカ)⁽⁵⁵⁾、看花榻では東側に花樹中木(モモカ)を植樹しており、天明改修時点で春の花を観覧する地点としての機能が旧看花榻に付与され、移設後も看花榻に継承されたことが分かる。

山荘図には旧看花榻を描いた場面がない⁽⁵⁶⁾ことから、旧看花榻を看花榻に移設する工事はプレ山荘図期に実施されたと推定されるが、前述清風館改修工事、寛政前期改修との時期差は不明である。

(ウ) 旧悠々亭及び悠々亭

旧悠々亭と悠々亭は構造、形態が類似しており、悠々亭は旧悠々亭の正面を南向きに変更した上で移設した建築物である可能性が高い⁽⁵⁷⁾。

旧悠々亭を悠々亭に移設する工事は、山荘図に旧悠々亭を描いたと思われる場面と悠々亭を描いた場面の双方がある⁽⁵⁸⁾ことから、山荘図I期に実施されたと推測される⁽⁵⁹⁾。

(エ) 靈迹壇

看花榻の西、木立の中に描かれた植物葺き方形寄棟造りの屋根は「縮景園名勝」⁽⁶⁰⁾にある靈迹壇(十王堂)の屋根と思われる⁽⁶¹⁾。植物葺き東西棟入母屋造りの一間堂として描かれた山荘図の靈迹壇⁽⁶²⁾

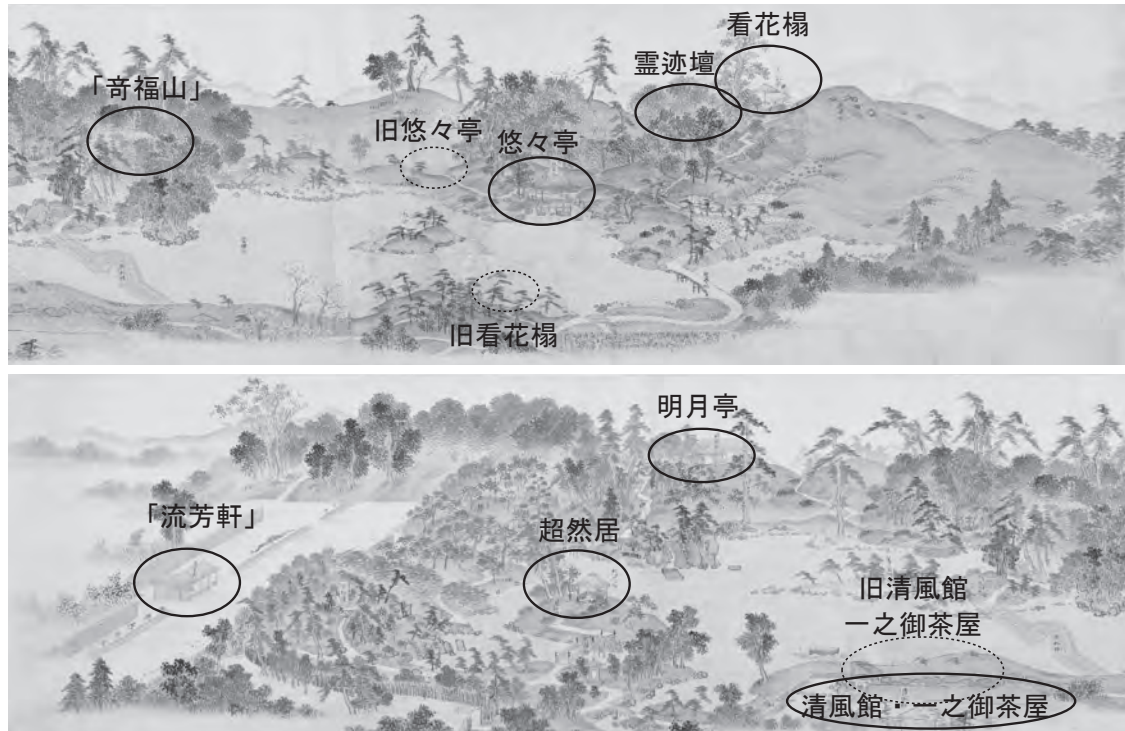


図21 構造物（建築物）の配置

凡 例 本画面及び現画面に描かれた建築物の位置
 旧画面に描かれた建築物の位置

表 5 構造物（建築物）一覧（順不同）

号	備 考
看花榻	木造平屋建て、寄棟造り、植物葺き。円柱上部に屋根を架け、下部に座を設ける。
旧看花榻	木造平屋建て、寄棟造り、植物葺き。円柱上部に屋根を架け、下部に座を設ける。
悠々亭	木造平屋建て、東西棟入母屋造り、植物葺き。濯纓池水面上に建てられ、北面を岸に掛ける。廻縁を備え、縁の高欄に格子状狭間を描く。南面及び西面軒に青色日除けを設置
旧悠々亭	木造平屋建て、南北棟入母屋造り、植物葺き。濯纓池水面上に建てられ、東面を岸に掛ける。廻縁を備える。廻縁の高欄に格子状狭間を描く。
霊迹壇	木造平屋建て、方形寄棟造り、植物葺き。棟飾りなし。
奇福山	木造平屋建て、東西棟寄棟造り、植物葺き。棟飾りなし。
清風館・一之御茶屋	木造平屋建て、東西棟寄棟造り、植物葺き。
旧清風館・一之御茶屋	木造平屋建て、東西棟寄棟造り、植物葺き。棟飾りあり。旧清風館は数寄屋造り、西面柱間2間。西面全面及び北面には廻縁を備える。後の御小座敷に当たる部屋の一部を描く。
明月亭	木造平屋建て、主棟東西棟、附属棟南北棟、寄棟造り、植物葺き。主棟南側に附属屋あり。後の御上之間に当たる部屋の南面及び東面軒に庇あり。
超然居	木造平屋建て、東西棟寄棟造り、植物葺き。棟飾りあり。現画面Lで床板敷き、高欄を廻らす構造に修正。
流芳軒	木造平屋建て、主棟南北棟、附属棟東西棟、入母屋造り、植物葺き。主棟は柱間南北3間。主棟南面に連続して東西柱間3間の附属棟。東面（後の馬見所及び次之間に当たる箇所）を描く。室内東西に青色遮蔽物

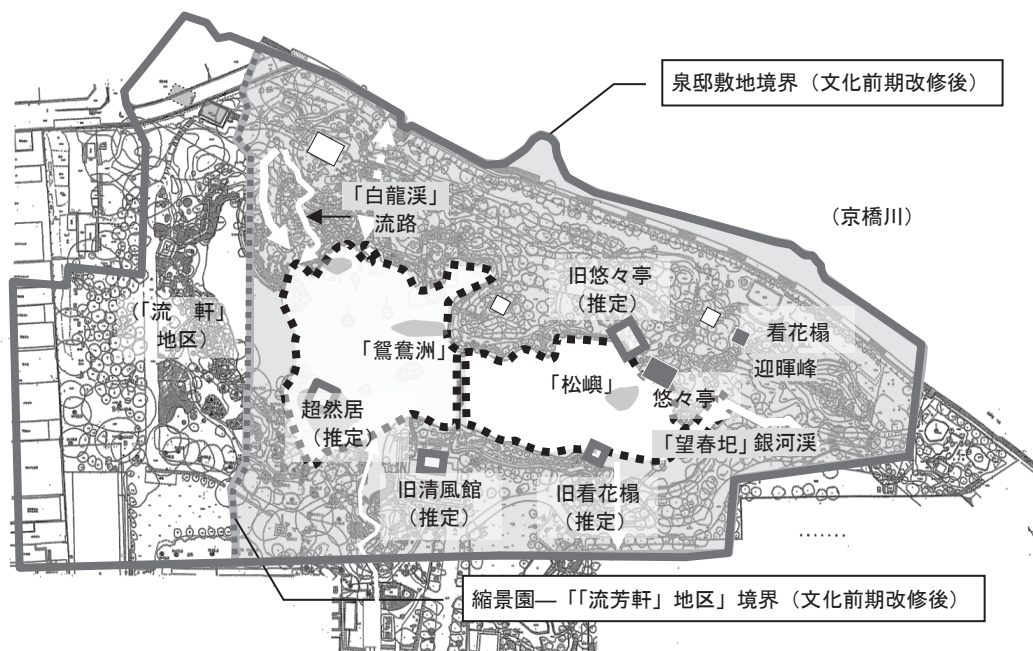


図22 天明改修後～寛政後期改修後の縮景園（推定）

*現代の縮景園の平面図（平成3年）に加筆

凡 例

	縮景園の範囲		天明改修後の濯灑池汀線		天明改修後の島嶼の位置
	建築物（寛政前期改修又は寛政後期改修で改修又は移設する前の建築物の位置）				
	建築物（寛政前期改修又は寛政後期改修で移設した後の建築物の位置）				
	建築物（改修又は移設の記録がない建築物の位置）				

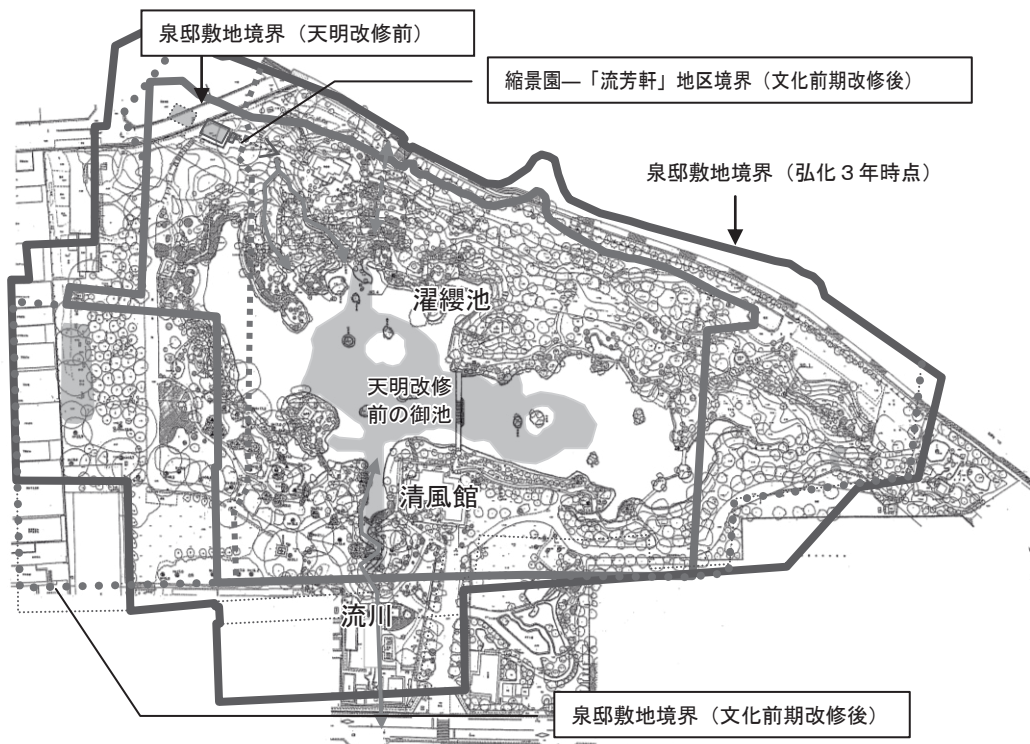


図23 (参考) 泉邸敷地の変遷(推定)

* 現代の縮景園の平面図（平成3年）に加筆

と構造、形態が異なるが、文化図は本図とほぼ同じ位置に同様の屋根を描く。

(オ) 「奇福山」

「奇福山」は、本図及び文化図ともに、植物葺き東西棟寄棟造りの屋根が描かれ、西側山麓に朱鳥居が描かれる。屋根は山荘図に見える覆屋の屋根⁽⁶³⁾と思われる。

(カ) 明月亭

明月亭は主棟東部の座敷(後の御上之間)と附属棟が描かれる。主棟座敷東面軒先に庇が、附属棟南壁に格子状棧の円窓が見え、山荘図にも同様の庇及び円窓が描かれている⁽⁶⁴⁾。また、文化図では円窓は見えないが、主棟東面軒先庇はやはりよく似た形状で描かれている。本図制作時の建物が文化図段階までそのまま引き継がれているのであろう。

(キ) 超然居

茅葺寄棟造りの吹き放しで、屋外と屋内の段差が無い東屋として描かれた超然居が、現画面しによって高欄と床構造及び南面踏石を有する構造の建築物に補正されている(図13)。

山荘図では、現画面しと同様、高欄及び床構造を有する超然居が描かれており⁽⁶⁵⁾、超然居改修はプレ山荘図期に行われたと推測される。

(ク) 「流芳軒」

馬場に面した東面を中心に描かれる。内部に薄青色の長方形物が描かれており、これが壁である場合、流芳軒東面北側に比較的大き

な座敷を、南側に若干小さな座敷を配していたと思われる。北側の座敷が馬事観閲時の藩主の居所と思われる、同じく藩主の馬事観閲に供するために建てられた「御建」「馬見所」の座敷割との間に共通性が認められる⁽⁶⁶⁾。

本図の描写から受ける「流芳軒」の平面形状の印象は、浅野文庫「所々絵図御泉水図」の中の平面図⁽⁶⁷⁾(以下「文化略図」という。)の「流芳軒」の平面形状は異なり、三戸家文書「弘化三歳御改め 御泉水惣絵図」の貼紙貼付前の図⁽⁶⁸⁾に見える「流芳軒」の平面形状に近い。また、屋根も山荘図⁽⁶⁹⁾とは異なる印象を受ける。これらの異同が絵画表現によるものか否かは判断できない。

イ 橋梁

本図には9橋梁が描かれ、うち6橋梁が木造である。いずれも山荘図に描かれている。陸橋又は橋脚を有する橋梁は5橋梁あり、全て構造が異なるが、いずれも名所として号が付されている(図24及び表6)。

各橋梁で構造意匠は異なるが、「望春圪」(図24③)の構造意匠と、同じく銀河溪流入口に享和以後に架橋された望春橋(享和以後、文化図)の構造意匠が類似すること、複数回の架け直しが想定される観瀾橋⁽⁷⁰⁾(図24⑧)において同一の構造意匠が継承されていること、「白龍溪」流路上流に描かれた「白龍溪上流橋梁」(図24⑤)も後の白龍泉流路や古松溪流路上流に描かれた橋梁と同じ意匠、構造であることなどから、園内の地割や架橋地点の景観上の意味に応じて、架橋地点毎に構造意匠を選択していたことが分かる。

なお、跨虹橋について、本図及び山荘図に描かれた跨虹橋の構造と



図24 構造物（橋梁）の位置

凡 例  陸橋又は橋脚を有する橋梁の位置
 陸橋や橋脚等を有していない橋梁の位置

表 6 構造物（橋梁）一覽

番号	名 称	構造等	山荘図	文化図
①	跨虹橋	アーチ型構造橋。石材舗装。陸橋附属	○	○
②	(龍門橋橋梁)	平切石 2 枚、橋脚無し	○	—
③	「望春圪」	木造桁、タタキ舗装、3 柱橋脚 2 組	○	×
④	(有年場下流橋梁)	縦板平橋。橋脚無し	△ (石材)	○
⑤	(白龍溪上流橋梁)	石橋。石材 1 枚。橋脚無し	○	×
⑥	錦繡橋	木造桁か、横丸木舗装。3 柱橋脚 2 組 文化改修で撤去	○	○
⑦	(古松溪橋梁)	縦板平橋。縦板 2 枚。橋脚無し	△ (石材)	△
⑧	觀瀾橋	横板反橋、欄干、擬宝珠付き。3 柱橋脚 2 組	○	○
⑨	石蟾橋	横板反橋。2 柱橋脚 1 組	○	○

凡 例

* 番号欄	○ 数字 図24上の番号	
* 名称欄	() を付した名称は無名橋梁に付した仮称	
* 山莊図欄及び文化図欄	○ 山莊図又は文化図に描かれた橋梁	△ 異なる材料で描かれた橋梁
	× 描かれていない橋梁	― 描かれていないが存在が推定できる橋梁

文化図や天保図に描かれた跨虹橋の構造が異なることから、絵画表現上の結果に留まる可能性はあるものの、本図及び山荘図制作後から文化図制作までの間、ポスト山荘図期に跨虹橋を改修した可能性が指摘されている⁽⁷⁾。

ウ 石造物、石組等

本図に描かれた、石燈籠を始めとする主な石造物は図25及び表8(70～71ページ)のとおりである。

本画面及び現画面に描かれた石燈籠7基中現存する石燈籠は桜花巷西詰石燈籠(図25(1)③)及び観瀾橋東詰石燈籠(図25(2)⑦)。現在の呼称は楊貴妃燈籠であり、痕跡のみが残る悠々亭南東石燈籠(図25(1)①)を加えても、現在する石燈籠は3基に留まる(表7)。手水鉢又は蹲踞も、現存するのは清風館北西蹲踞だけである。

旧画面に描かれたものも含む11基中9基は春日形燈籠である(文化図6基中4基)。春日形ではない燈籠は桜花巷西詰石燈籠(円形型)及び観瀾橋東詰石燈籠(楊貴妃型)であり、両石燈籠が形、大きさともに異色であったことが分かる。

石組については、「積翠巖」(積翠巖)等現代も名所に位置付けられる石組が見える一方、地割の改変に伴って撤去された石組が多い。枯谷を演出する石組は「古松溪」に見え、現在の菊澗溪の石組に通じる意匠が採用されている。堤防には枯谷を演出する石組は見えない。

名物石は全く描かれていないが、石蟾橋があることから、蟾石は置かれていたと推測される⁽⁸⁾。

跨虹橋南詰から清風館北側に至る飛石、北西の石敷園路及び現画面

Fに描かれた船着場石段は現在も概ね同様の位置にあるが、跨虹橋南詰から清風館北側に至る飛石は、描線が雑であり、現状との相違の有無は判然としない。

(3) 植栽の変遷に係る内容

本図に見える植栽には、「楓林」を始めとする名所の季節感を植栽で表現する点、すなわち、

◇現在の桜花巷とほぼ同じ位置に花樹が集中して植栽されている点

◇迎暉峰、後の臨瀛岡に当たる範囲前面及び明月亭前面が草地(芝地)及びマツ低木群を植栽している点

◇悠々亭の背後、「奇福山」周辺及び南西部周辺にマツ高木を中心として植栽している点

◇「楓林」周辺に紅葉樹を多く植栽している点

等、文化図に描かれた植栽や現在の植栽に通じる点が多く見られる。

一方、本図から

◇現画面A段階で堤防上の看花榻の傍らに花樹中木(モモ又はウメか)が植栽されている点(図5(58ページ))

◇旧画面Cに描かれた旧看花榻の傍らの花樹中木(ウメ又はモモか)が、現画面C段階でマツ低木群の植栽に改められている点(図7(59ページ))等、施設整備と一体となった植栽の見直しが直接見て取れるほか、本図と文化図の比較においても

◇本図に描かれた銀河溪周辺の草地(芝地)及びマツ低木群の範囲が、文化図で描く範囲と異なり、銀河溪北岸に止まる点

◇本図に描かれた明月亭前面の草地(芝地)及びマツ低木群の範囲が、文

表7 (参考) 本図、山荘図及び文化図の比較(石燈籠及び手水鉢)

位置	名 称	本図	山荘図	文化図	天保図	現否	備 考
	望春橋南石燈籠	—	—	×	○	○	山荘図では縮景園南側
	龍門橋南石燈籠	—	—	—	不明	○	
a	当初B石燈籠	□	×	×	×	×	有年場から西へ延びる園路沿い
	悠々亭北東石燈籠	×	×	×	×	△	台石のみ現存
①	悠々亭南東石燈籠	●	○	○	○	△	
	悠々亭東手水鉢	×	×	×	○	○	
b	当初C石燈籠	□	×	×	×	×	②と形状が異なる
②	桜花巷東詰石燈籠	●	○	○	△	△	文政以後、現在の桜花巷東詰に移設か
c	当初E石燈籠	□	×	×	×	×	
	楊柳湾西方石燈籠	×	×	×	○	×	
③	桜花巷西詰石燈籠	◎	○	○	○	○	
④	補正H石燈籠	●	×	△	△	△	dから移設か 踏雲橋西詰石燈籠か要検討
d	当初H石燈籠	□	○	×	×	×	貼紙旧画面H ④へ移設か
	明月亭北側手水鉢	×	△	×	×	△	水受部の形状が異なる
	明月亭南東	×	×	×	×	○	昭和25年あり
	明月亭北東	×	×	×	×	○	昭和25年なし
	弄雲橋西詰	×			○	○	
	現錦繡橋東詰石燈籠	×	×	×	×	○	昭和25年あり
⑤	錦繡橋東詰石燈籠	◎	○	×	×	×	
	丹楓林北詰石燈籠	—	—	—		○	昭和25年あり
	丹楓林頂上石燈籠					○	昭和25年あり
	丹楓林西石燈籠					○	昭和25年あり
⑥	馬場東石燈籠	◎	不明	不明	不明	不明	不明
	超然居北西石燈籠	×	×	○	×	×	
	超然居南東石燈籠	×	×	×	○	×	
	現超然居南東石燈籠	×	×	×	×	○	昭和25年あり
	万歳手水鉢	×	×	×	○	○	名物石
⑦	観瀾橋東詰石燈籠	◎	○	○	○	○	楊貴妃燈籠
⑧	清風館北西蹲踞	◎	○	×	×	○	
	清風館北西石燈籠	×	×	×	○	○	
	清風館南石燈籠	—	—	—	—	○	

- 凡 例
- *位置欄 ○ 数字又はアルファベット 図25上の位置(描かれていない場合は欠番)
 - *本図欄 ◎ 本画面に描かれている物件 □ 旧画面にのみ描かれている物件
 - 現画面に描かれている物件
 - *山荘図欄、文化図欄、天保図欄及び現否欄 ○ 描かれている物件又は現存する物件 × 描かれていない物件又は現存しない物件
 - △ 検証を要する物件

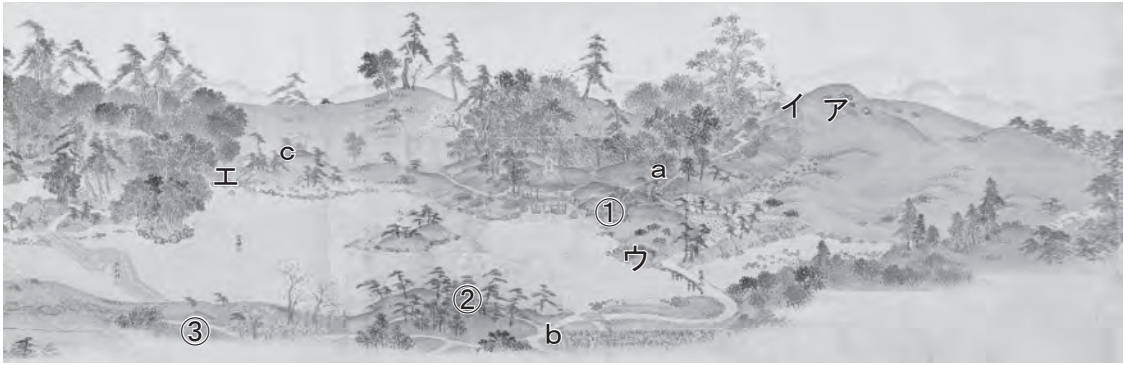


図25（１） 主な石造物等の位置（右側）

図29凡例 ア～ケ 石組等
①～⑦ 本画面又は現画面に見える石燈籠、手水鉢 a～e 旧画面に見える石燈籠、手水鉢

表 8（１） 本図に描かれた石造物及び石組（右側）

位置	名 称	本図	山荘図	文化図	現否	備 考
ア	迎暉峰石群	◎		○	△	現迎暉峰西尾根の石群か
イ	看花榻東石組	●		×	○	
a	当初B石燈籠	□	×	×	×	有年場から西へ延びる園路沿い
ウ	「望春圪」北詰石組	◎	×	△	△	現在の望春橋北詰石組の前身か
①	悠々亭南東石燈籠	●	○	○	△	台石のみ現存
b	当初C石燈籠	□	×	×	×	②と形状が異なる
②	桜花巷東詰石燈籠	●	○	○	△	文政以後、現在の桜花巷東詰に移設か
c	当初E石燈籠	□	×	×	×	
エ	現楊柳湾西口付近石組	◎		×	×	現楊柳湾東側谷へ移設か
③	桜花巷西詰石燈籠	◎	○	○	○	

凡 例 *位置欄 カタカナ、アルファベット又は○数字 図25上の位置
*本図欄 ◎ 本画面に描かれている物件 □ 旧画面にのみ描かれている物件
● 現画面に描かれている物件
*山荘図欄、文化図欄、天保図欄及び現否欄
○ 描かれている物件又は現存する物件 × 描かれていない物件又は現存しない物件
△ 検証を要する物件

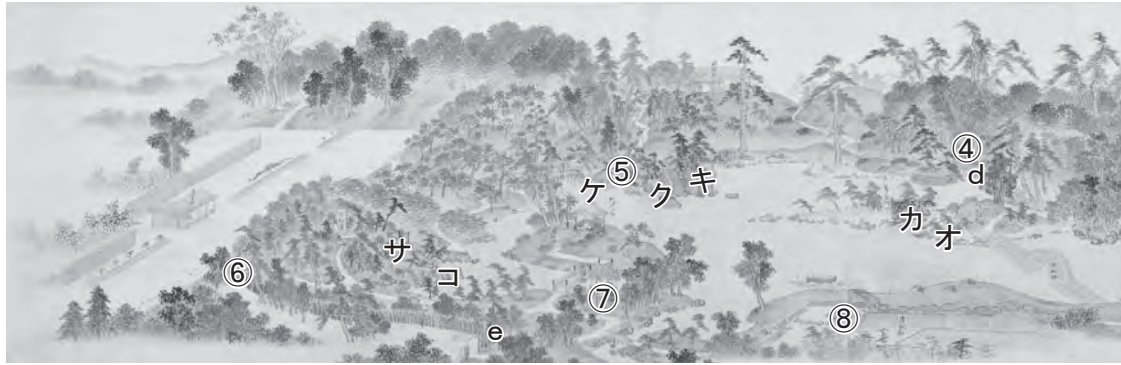


図25（2） 主な石造物等の位置（左側）

表 8（2） 本図、山荘図及び文化図の比較（石造物及び石組）（左側）

位置	名 称	本図	山荘図	文化図	現否	備 考
オ	跨虹橋北詰石組	◎		○	×	
カ	鴛鴦洲東端石組	●	×	×	×	
④	補正H石燈籠	●	×	△	△	dから移設か 踏雲橋西詰石燈籠か要検討
d	当初H石燈籠	□	○	×	×	貼紙旧画面H ④へ移設か
キ	積翠嶋(積翠巖)	◎	○	○	○	
ク	積翠嶋西側石組	●	○	○	○	旧画面になし。寛政改修で設置。
⑤	錦繡橋東詰石燈籠	◎	○	×	×	
ケ	錦繡橋石組	◎	○	○	×	文政改修の範囲か
コ	旧古松溪下石組	◎	○	×	×	享和以降の改修で撤去か
サ	旧古松溪上石組	◎	×	×	×	享和以降の改修で撤去か
⑥	馬場東石燈籠	◎	—	—	—	山荘図以降「流芳軒」地区を描かないため、不明
⑦	観瀾橋東詰石燈籠	◎	○	○	○	楊貴妃燈籠
e	石造祠？	□	—	—	—	詳細不明
⑧	清風館北西蹲踞	◎	○	×	○	

凡 例 *位置欄 カタカナ、アルファベット又は○数字 図25上の位置
 *本図欄 ◎ 本画面に描かれている物件 □ 旧画面にのみ描かれている物件
 ● 現画面に描かれている物件
 *山荘図欄、文化図欄、天保図欄及び現否欄
 ○ 描かれている物件又は現存する物件 × 描かれていない物件又は現存しない物件
 △ 検証を要する物件

化図で描く範囲より広い点

等の相違点が認められる。天明改修時の植栽を基礎として、植栽を細かく継続的に見直していたことがうかがえる。

(4) 付箋から得られる情報

ア 「縮景園二十勝」に係る情報

「縮景園二十勝」の具体的景観は本図で初めて明らかになった。

本図から得られる「縮景園二十勝」等に係る情報は次のとおり。

(ア) 「縮景園二十勝」選定期と本図制作過程の前後関係

「縮景園二十勝」及び「古松溪」号は本画面描画前後に選定されている。また、旧付箋「悠々亭」、旧付箋「看花榻」、旧付箋「松嶼」及び旧付箋「清風館」号があることから、「縮景園二十勝」の選定は貼紙貼付前である。

(イ) 「縮景園二十勝」の配置の全般的傾向

「縮景園二十勝」は跨虹橋を中心に右回りに「春」「夏」「秋」「冬」を意識して配されたと推測される⁽⁷⁵⁾が、跨虹橋より西側、「秋」「冬」に偏って選定されている(図4(52ページ))。

「縮景園二十勝」で「秋」の名所が多く選定された理由は不明だが、後の「縮景園名勝」でも跨虹橋より西側に名所が偏在すること⁽⁷⁴⁾、清風館「御居間」が、「奇福山」―跨虹橋―清風館ラインより北から北西にかけて眺望する構造であること⁽⁷⁶⁾を考慮すると、回遊による景観より、清風館「御居間」から見た景観上の要点を意識して選定した可能性がうかがえる⁽⁷⁶⁾。

イ 「松嶼」号等に係る情報

号に係る情報のうち、本図を初見とする情報は次のとおり。

(ア) 「松嶼」号が濯纓池東部の島嶼の号であったこと

なお、「松嶼」号は文化元年より前、山荘図Ⅱ期の「松嶼」撤去(62ページ)とともに廃止されている⁽⁷⁷⁾。

(イ) 天明改修直後から寛政後期改修(山荘図Ⅰ期)段階までは、「鴛鴦洲」号は濯纓池西部の島嶼の号であったこと

なお、「鴛鴦洲」号は、山荘図Ⅱ期に東部の別の島嶼の号に変更された後、文化元年より前に廃止されている⁽⁷⁸⁾。

(ウ) 濯纓池南西部、超然居が位置する島嶼の号が「聚仙島」号であったこと

なお、「聚仙島」号は文化元年より前に廃止されている⁽⁷⁹⁾。

(エ) 「古松溪」号が「縮景園二十勝」選定後で付箋貼付より前、おそらく寛政年間に定められた号であること

山荘図「草稿」題簽に「古松溪」号が墨書され⁽⁸⁰⁾、「古松溪」号選定が「縮景園名勝」選定以前、山荘図制作より前であることは知られていたが、本図によって、おそらく寛政年間であることが明らかとなった。

(オ) 天明改修直後から享和改修まで、「古松溪」号は濯纓池南西部に配された溪谷状地形の号であった(現在の古松溪流路の号ではない)こと

前項(エ)で示すとおり、山荘図「草稿」段階では「古松溪」号を濯纓池南西部の地割の号として用いているが、山田貴三「縮景園之記」⁽⁸¹⁾(文化二年)は「古松溪」号を錦繡橋下から濯纓池に至る流路の号

として記述しており、号の対象の変更は享和元年から文化二年の間、おそらく「縮景園名勝」選定時（文化元年）であろう。

（5）縮景園改修の経過及び概要

ア 改修過程の時期区分

前述のとおり（62～63ページ）、縮景園における天明八年～文化元年（二七八九～一八〇四）の期間は、本図及び山荘図「草稿」の制作過程に於いてプレ山荘図期、山荘図Ⅰ期、山荘図Ⅱ期及びポスト山荘図期の4期に時期区分でき、この期間に行われた縮景園の改修工事は、本図及び山荘図各場面間の描写の比較分析の結果、本図に描かれた景觀に直結するプレ山荘図期及び山荘図Ⅰ期の改修、本図制作後に行われたと推定される山荘図Ⅱ期及びポスト山荘図期の改修の2段階に分けられる^{（82）}（図26（74ページ））。

このうち、プレ山荘図期は、この間に旧清風館改修が行われており^{（63ページ）}、寛政前期改修の実施時期に位置付けられる。

山荘図Ⅰ期、山荘図Ⅱ期及びポスト山荘図期については、山荘図Ⅱ期及びポスト山荘図期の改修工事が濯纓池島嶼の配置を巡る一連の工事である^{（62ページ）}ことから、山荘図Ⅰ期が寛政後期改修に、山荘図Ⅱ期及びポスト山荘図期が享和改修に相当すると思われる^{（83）}（表10（77ページ））。

イ 各時期、段階の工事の概要

プレ山荘図期（寛政前期改修）は清風館を始めとする建築物の改修、配置換えを中心とする工事、山荘図Ⅰ期（寛政後期改修）は建築物の配置換え、島嶼形状の改修を中心とする改修工事であり、山荘図Ⅱ期及

びポスト山荘図期（享和改修）は、濯纓池東部、西部の順に実施された、島嶼の撤去、新築を始めとする一連の地割変更工事である（図26（74ページ））。

天明改修で竣工した建築物を数年内に改修や移転していること、山荘図Ⅰ期に形を整えた島嶼を数年内に撤去していることから、この間、浅野重晟は建築物配置、島嶼配置に係る設計思想を度々見直したものであると思われる。おそらく、まず、建築物の機能の確認と配置を見直し、その結果に基づく計画に従って、プレ山荘図期及び山荘図Ⅰ期の工事が順次着工された後、この工事の施工中に濯纓池島嶼や景觀の意味づけを見直す作業が行われ、その結果をもとに山荘図Ⅱ期及びポスト山荘図期の工事を計画したのであろう（イメージは図27（77ページ））。

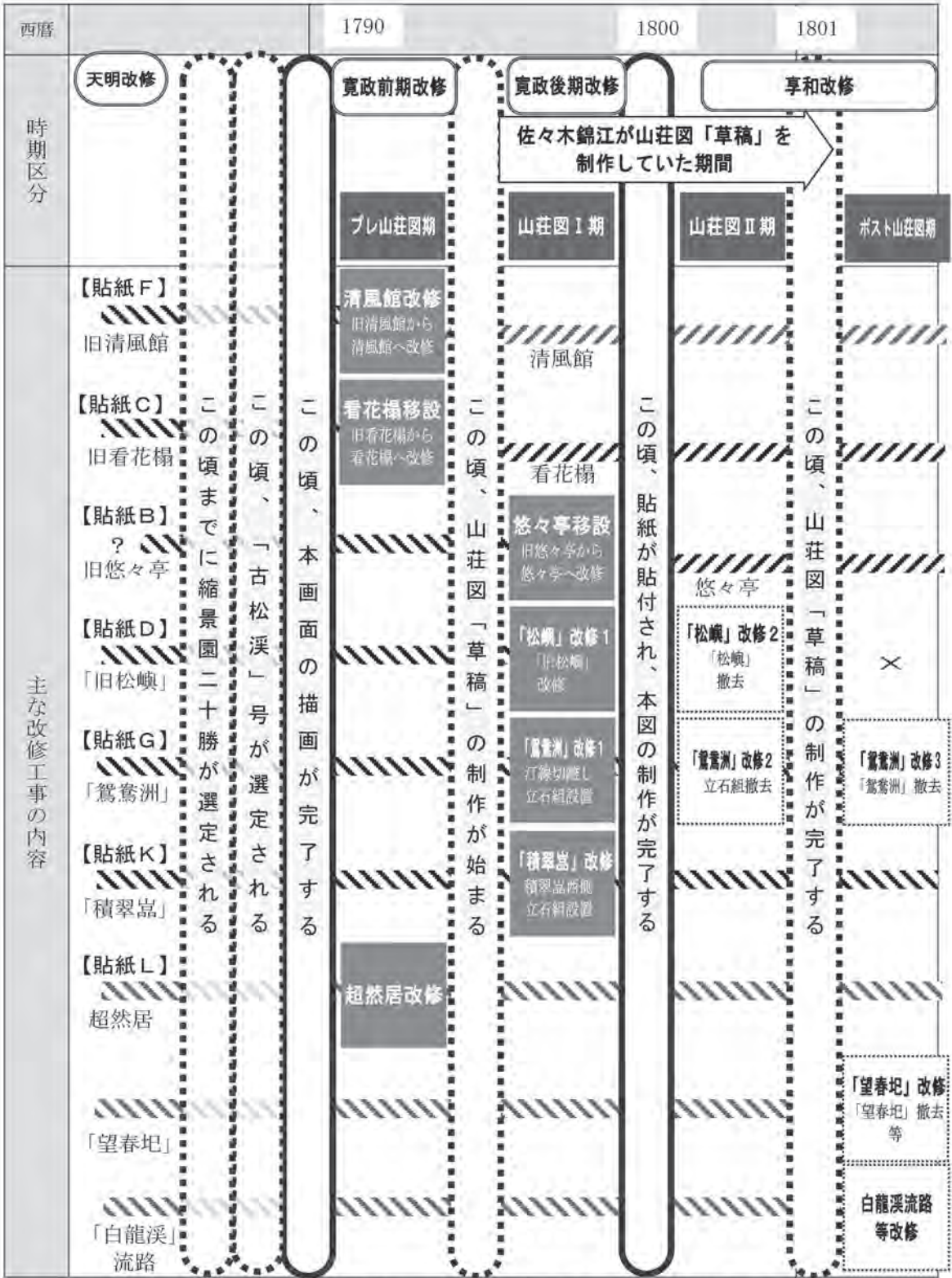


図26 旧画面、現画面と山荘図の検証により検出された各要素の改修工事の実施時期

凡 例	旧画面と現画面の比較検証により判明した主な改修工事（プレ山荘図期及び山荘図Ⅰ期）
	現画面と山荘図の比較検証により判明した主な改修工事（山荘図Ⅱ期及びポスト山荘図期）
	各要素の存続期間
	要素が廃絶した時点
	本図制作上の画期
	縮景園の名所及び山荘図制作に係る画期

表 9 18世紀第4四半期～19世紀第1四半期初頭の地割等改修の概要

凡 例 ゴシック 本図によって新たに明らかになった改修内容 ゴシック 本図をもとに隅川論文が指摘する改修内容

天明改修		☐ 敷地の拡張(迎暉峰周辺及び「流芳軒」地区を含む一帯の拡張) ☐ 地割の大型化、複雑化 ※濯纓池及び濯纓池島嶼の造成 ・「御池」東側を龍門峡―迎暉峰ライン付近まで掘削 ・「御池」西北岸、特に跨虹橋北詰―(現)古松溪西側半島ラインより北の掘削 ・「御池」西南岸の掘削、「聚仙島」の切り離し、築造 ・ <u>「瀛仙嶋」及び「千秋島」の撤去、「旧松嶋」及び「鴛鴦洲」の築造</u> ※京橋川堤防部の拡大 ・迎暉峰等の築造や明月亭周辺等の拡大、「奇福山」の拡大増高 ※濯纓池東側における尾根築造、及び西側における楓林丘陵の造成 ※流川流路の曲流化 ※ <u>「白龍溪」水路の築造等</u> ※錦繡橋流路、銀河溪流路等の観賞用流路の設置 ☐ 植栽の整備 ☐ 建造物等の新築 ※跨虹橋、「望春圪」、錦繡橋、石蟾橋等の架橋 ※ <u>旧清風館、旧看花楊、旧悠々亭等の建設</u> ※霊迹壇、明月亭等の建設 ※積翠巖を始めとする立石組や石燈籠その他の設置
ブレ山荘図期 寛政前期改修		☐ 地割の改修 ※濯纓池内地割の変更 ・ <u>旧看花楊跡地の礫州浜への改修</u> ☐ 植栽の整備 ※濯纓池南東岸の植栽整理 ☐ 建造物の改修、移設 ※清風館一之御茶屋の改修 ※看花楊移設 ※超然居改修
山荘図Ⅰ期 寛政後期改修		☐ 地割の改修 ※濯纓池汀線付近及び島嶼の改修 ・「松嶋」改修(「旧松嶋」への盛土) ・悠々亭移設に伴う礫州浜撤去、改修 ・「鴛鴦洲」の「奇福山」からの切離し及び鴛鴦洲東端立石組設置 ☐ 構造物の移設 ※悠々亭移設
享和改修	山荘図Ⅱ期	☐ 地割の改修 ※濯纓池汀線付近及び島嶼の改修 ・「松嶋」撤去、小蓬萊等濯纓池東部島嶼の築造 ・鴛鴦洲東端立石組撤去
	ポスト山荘図期	☐ 地割の改修 ※濯纓池汀線付近及び島嶼の改修 ・濯纓池東尾根の改修及び濯纓池東端の再拡大、望春島・昇仙島の築造 ・ <u>「鴛鴦洲」撤去、水心島等濯纓池西部島嶼の築造</u> ・ <u>跨虹橋北詰礫洲浜撤去及び「奇福山」西岸汀線の形状変更</u> ・ <u>濯纓池南西部(超然居西側)の拡張及び濯纓池西尾根南部の改修</u> ※「白龍溪」流路撤去及び白龍泉流路設置、白龍泉滝石組構築 ☐ 構造物の改修 ※「望春圪」撤去 ※映波橋、望春橋の架橋 ☐ 構造物の改修 ※ <u>跨虹橋の改修</u>
文化前期改修		☐ 敷地の拡張 ☐ 地割の改修 ※悠々亭西側半島西側の池岸の変更 ☐ 構造物の改修 ※牛田山から導水する上水道の設置 ※攀柱の設置
文化後期改修		☐ 地割の改修 ※楊柳湾の拡張及び楊柳島の築造 ※迎暉峰周辺の改修 ☐ 構造物の改修 ※龍門峡及び龍門橋周辺の改修 ※古松溪流路の、現在の流路への変更 ☐ その他の改修 ※清風館南側庭園の改修

おわりに

本図は、

○ 現存最古の縮景園の真景図

○ 十八世紀の縮景園及び「流芳軒」地区を描き、かつ「縮景園二十勝」の対象を具体的に描いた現存唯一の作品

であり、

○ 天明八年八月～寛政三年十月（一七八九～一七九一）の間に制作され、寛政十二年（一八〇〇）十月までに補正が施された、十八世紀第4四半期後半の制作と推定される庭園画である。

○ 本画面に天明改修直後、一七九〇年前後の縮景園及び「流芳軒」地区の景観を描き、貼紙によって十八世紀第4四半期末、一八〇〇年頃の景観に修正されている。

○ 付箋によって「縮景園二十勝」その他の名所の号が明示されている。ことを特徴とする絵画作品である。

また、本県近世文化史の上では、本図は

○ 浅野重晟を中心に、広島藩の文人たちが縮景園を舞台として展開した文芸活動の成果のひとつ

であり、既に

◇ 浅野重晟周辺の文人、特に岡岷山の作とも推測される。

と指摘されている重要な作品である（50～61ページ）。

縮景園の歴史をたどる上では、本図の描写には、

* 天明改修直後の濯纓池は2島嶼配置で、相対的に池水面が広かつ

たこと

* 天明改修の後、濯纓池東南岸から堤防北東部稜線上に看花榻が移設されたこと

* 天明改修の後、悠々亭が当初建築地から南西方向の現在地まで移設されたこと

* 「白龍溪」流路は現在の「白龍泉」流路と異なる流路であったこと

* 「縮景園二十勝」は縮景園西部、清風館御居間から見える範囲を中心に偏在していたこと

* 「松嶼」は濯纓池東部の島嶼、「鴛鴦洲」は濯纓池西部の島嶼、「聚仙島」は超然居が建つ島嶼、「古松溪」は濯纓池西側尾根南部の枯谷の号であったこと

等、本図によって初めて確認できる要素を複数含んでいる。これらの要素と既知の資料から得られた情報を併せて検証することで、一七九〇年代の各段階の改修が行われた時期を修正できた（表10及び11）とともに、

* 天明改修で現在の縮景園の基本形が整えられたこと

が再確認でき、あわせて

* 天明改修竣工後間もなく、施設、地割に係る設計思想の見直しが度々行われ（図27）、寛政前期改修から寛政後期改修及び享和改修にわたる数次の工事によって、建築物を始めとする縮景園の景観を構成する諸要素の配置の見直しが行われたこと（図26）

等の事実を明らかにすることができた（62～74ページ）。

今後さらに分析を進めることで、

* 本図の文化史的位置付け

※ 浅野重晟による文芸活動の解明

※ 天明改修で残されたと伝えられる上田宗箇の作意の解明⁽⁸⁴⁾

など、様々な事実の解明が進むことが期待される。

今後、本図から得る情報と他資料との比較検討により、縮景園の変遷及び文化財的価値並びに本県近世文化に対する認識の深化が期待される。

本報告が縮景園及び本県近世文化に関する今後の研究の一助となれば幸いである。

・本稿執筆に当たり、西本卓氏、浜本緑氏、広島県立美術館の協力を得た。また、広島県教育委員会、広島県立文書館 西村晃研究員（指導当時）、広島県立美術館 隅川明宏主任学芸員、頼山陽史跡資料館 頼祺一名誉館長、花本哲志主任学芸員及び渡部史之主任学芸員（指導当時）の指導助言、協力を得た。

表10 18世紀第4四半期～19世紀第2四半期における主な改修

※白井報告2表1を修正

本稿における 時期区分	本稿における改修の呼称	実施時期(推定)	備 考
	天明改修	天明 3 年(1783)～天明 8 年(1788)	
ブレ山荘図期	寛政前期改修	?～寛政 3 年(1791)	
山荘図Ⅰ期	寛政後期改修	?～寛政12年(1800)	寛政11年浅野重晟致仕
山荘図Ⅱ期 ポスト山荘図期	享和改修	寛政12年(1800)頃～文化元年(1804)	
	文化前期改修	文化 4 年(1807)～文化 5 年(1808)	
	文化後期改修	文化 8 年(1811)以後、文化年間	文化10年浅野重晟没
	文政改修	文政元年(1818)及び文政13年(1830)	

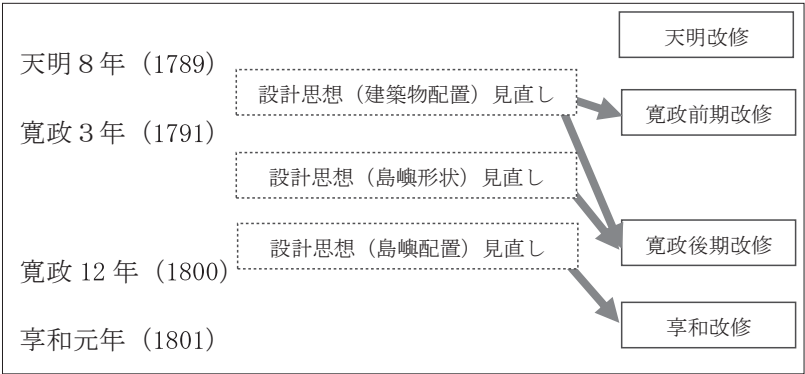


図27 設計思想見直しと改修の関係（イメージ）

表11 縮景園略年表（天明8～文化10年（1788～1813））

※白井報告2表2に加筆

年	内 容
天明8年(1788)	天明改修竣工 8月27日、浅野重晟、御年寄に観覧させる
天明末～寛政初年	この頃、「縮景園十九勝」(後、「縮景園二十勝」)が撰ばれる 「縮景園詩文 上」所収の詩が作られる
天明末～寛政3年の間	この間に「縮景園図巻」本画面描画
寛政3年(1791)	寛政前期改修竣工
寛政11年(1799)	8月21日、浅野重晟致仕
寛政3～12年の間	この間のどこかで「縮景園図巻」貼紙貼付
寛政12年(1800)	9月10日、稲荷社神階昇進 寛政後期改修竣工 10月8日、浅野重晟、泉邸に往き、家老等に陪覧させ酒餞を賜る
享和元年(1801)	8月、佐々木錦江、縮景園山荘図「草稿」完整(「縮景園山荘図」奥書)
享和2～文化元年の間	享和改修竣工
享和3年(1803)	4月6日、浅野重晟、江田居中に寄題の和歌を作らせる
文化元年(1804)	6月、浅野重晟、頼春水・梅園太嶺・岡岷山らに「縮景園名勝」を撰ばせる 「縮景園八勝」を選定
文化2年(1805)	8月23日、花信堂が縮景園山荘図作成(「縮景園山荘図」奥書) 山田猪右衛門、浅野重晟の命により「縮景園之記」を著す
文化3年(1806)	浅野重晟、頼春水に「縮景園記」、加藤定斎に「縮景園之和歌」の執筆を命じる
文化4年(1807)	頼春水「題縮景園詩五首」を詠ず 牛田山から導水
文化5年(1808)	文化前期改修竣工 泉水裏の家臣の屋敷を取り入れて庭園を拡張
文化6年(1809)	浅野重晟、樹木を献上した藩士を労う
文化2～6年の間	この間のどこかで「浅野侯別邸泉邸図」が描かれる
文化7年(1810)	頼杏坪「縮景園仮名記」を著す
文化8～10年の間	文化後期改修
文化10年(1813)	11月13日、浅野重晟死去

注

1 別邸の呼称には「御泉水(泉水)屋敷」「御泉水(泉水)」「泉水館」「泉邸」などがある。広島県教育委員会編『縮景園史』昭和五十八年(平成八年再版)参照。
「縮景園」は庭園の呼称である。

2 江戸時代の縮景園及び同園を描いた作品に関する主な参考文献は次のとおり。

沢三石『竹館遺事』(広島県立文書館所蔵)

広島市編『広島市史』第一巻～第三巻 大正十一年～大正十四年

林保登編『芸藩輯要』昭和八年 入玄堂

広島市役所編『新修広島市史』第四巻 文化風俗史編 昭和三十三年

広島市役所編『新修広島市史』第一巻 総説編 昭和三十六年

福尾猛市郎『縮景園の歴史』 広島県文化財協会『広島県文化財ニュース』第三十四号 昭和四十二年

重森三玲『縮景園庭園』 重森三玲・重森完途著、大橋治三撮影『日本庭園史大系』第九巻桃山の庭(二) 昭和四十七年 株式会社社会思想社

広島県『広島県史』近世1 昭和五十六年

前掲(1)広島県教育委員会編『縮景園史』 昭和五十八年(以下「園史」という。)

広島県『広島県史』近世2 昭和五十九年

広島市編『図説広島市史』 平成元年 広島市公文書館

後藤陽一・広島市立中央図書館編『広島城下町絵図集成』 平成二年

向田裕始『広島・縮景園について』近年の動向から』 京都造形芸術大学日本庭園研究センター『大名庭園の世界』庭園学講座8 平成十三年

財団法人頼山陽記念文化財団編『頼山陽史跡資料館開館七周年記念企画展 江戸時代広島風の風景展』 平成十四年

広島市教育委員会編『上田家茶書集成』 平成十七年

財団法人広島市文化財団広島城編『平成17年度企画展「名勝縮景園の原風景―縮景園山荘図を中心に―」展示図録 縮景園山荘図の世界』 平成十七年(以下「山荘図展図録」という。)

広島県教育委員会『平成十九年度広島県内遺跡発掘調査(詳細分布調査)報告書』 平成二十一年

広島県立美術館『知られざるサムライ・アート 大名庭園展』 平成二十一年(以下「大名庭園展図録」という。)

広島県『名勝縮景園保存管理計画書』平成二十四年(以下「計画書」という。)

知念理「縮景園」湯原公浩編『大名庭園 武家の美意識ここにあり』別冊太陽

二〇四 平成二十五年

白井「十八世紀後半から十九世紀前半における縮景園の改修について」広島

県文化財協会『広島県文化財ニュース』二百十六号 平成二十五年(以下「白

井報告1」という。)

白井『浅野侯別邸泉邸図』について―新発見の縮景園全景図― 広島県立歴

史博物館『広島県立歴史博物館研究紀要』第十九号 平成二十九年(以下「白

井報告2」という。)

斎藤忠一「築庭四〇〇年 浅野泉邸・縮景園」(一)(四) 公益財団法人上田流

和風堂『和風』一四八・一四九・一五一・一五二号 令和二年三月〜令和三年

三月(連載)

広島県編『縮景園史(改訂版)』令和三年(前掲園史の改訂版。以下「改訂園史」

という。)

白井「速報 縮景園図巻、縮景園記稿本について」公益財団法人頼山陽記念

文化財団『雲か山か』第二二二号 令和四年三月(前掲凡例に示す速報)

隅川明宏「江戸時代の縮景園を描いた画家たちについて」広島県立美術館『広

島県立美術館研究紀要』第二十六号 令和五年(以下「隅川論文」という。)

3 「縮景園図巻」に係る先行報告及び論考は次のとおり。

令和三年十二月二十一日付け広島県教育委員会報道提供資料

(令和三年十二月二十四日中国新聞及びTSSテレビ新広島が報道)。

前掲(2)速報

前掲(2)隅川論文。

4 前掲(2)『広島市史』第二巻に「泉水屋敷の庭園大修理成る。是日藩主御年

寄を召し之を観覧せしむ」とある。園史。

5 本図の題簽に外題はないが、本図及び縮景園記稿本を一括して納める箱に

記された、大正五年(一九一六)の頼古樸(一八六八〜一九三二)の箱書に「縮景

園記及図巻」とある(別稿「縮景園記稿本」について―新発見の頼春水著「縮景

園記」草稿―図7(本紀要112ページ)ため、前掲(2)速報及び本稿では「縮景

園図巻」を本図の資料名称に採用した。前掲(2)隅川論文は本図を「縮景園図」

と称している。

なお、「縮景園記稿本」の制作は文化三年(一八〇六)であり(別稿参照)、本図

の制作に関連する資料ではない。

6 令和三年、本図に係る調査時点で得た、広島県立美術館 隅川明宏主任学芸

員の指摘による。前掲(2)隅川論文も本図が近世絵画であることを前提とし

ている。

7 前掲(2)白井報告1及び2。

8 令和三年三月二十一日報道提供資料、前掲(2)速報。

9 付箋の寸法について、前掲(2)隅川論文は幅0.6センチと幅0.7センチの2種類

を測り、この幅の差と筆跡の異同により、付箋には幅0.6センチのグループと幅

0.7センチのグループの2グループを認め、貼付時期に違いがあると述べている。

本稿では、幅の差が測定誤差の範囲とも捉えられること、筆跡の違いを明瞭

に認識できなかったことから、隅川論文がいうグループがあるとは認めていない。

10 前掲(9)のとおり、隅川論文は付箋を2グループに分けて、その各グループ

の貼付時期の違いを推定している。付箋及び旧付箋と現付箋との間で貼付時

期が異なることは間違いないが、各貼紙間でグループと認識できるほどの差

異を認められないことから、本稿では現付箋と付箋の一部で構成されるグルー

プがあると捉えず、また付箋及び旧付箋と現付箋との間の貼付時期のずれは大

きくないと見ている。貼紙貼付直前に付箋及び旧付箋が本画面及び旧画面に

貼付され、現画面制作直後に現付箋が貼付された可能性もある。

11 「縮景園十九勝」「縮景園二十勝」は縮景園の名所の総称のひとつ。天明末年

から寛政初年にかけての時期に、まず「縮景園十九勝」が選定された後、「悠々

亭」号を加えて「縮景園二十勝」にされたと考えられている。「縮景園詩文」上

(園史第三編83頁七号資料。以下掲載頁番号及び資料番号は「園史83―7」の要

領で示す)所収の詩はこの「縮景園十九勝」「縮景園二十勝」を歌った作品であ

る。頼祺一「縮景園寄題詩文について」(園史第三編「縮景園に関する芸文」所収。

以下「頼報告」という。)

なお、「古松溪」号は本図が初見であり、「縮景園二十勝」選定後、「縮景園二十

勝」とは別に名所に位置付けられたことが分かる。縮景園の名所の号の変遷に

ついては頼報告参照。

12 前掲(2)速報で「…貼紙が施され…」寛政十二年〜享和元年(一八〇〇〜

一八〇一)頃の景観又は計画された景観」と記述したとおり、速報時点では貼

紙貼付の幅のなかに享和元年も含み、かつ計画景観が描かれた可能性も排除せ

ずに考えていたが、本稿執筆のなかで享和元年までくだらないと判断するに至っ

た。計画景観が描かれている可能性については、本図のような完成度が高い予想図を作る必然性を認められないため、本稿ではその可能性を排除して記述した。

なお、本図製作時期又は年代に係る速報及び前掲(2)隅川論文の見解と本稿の見解の相違は、速報及び隅川論文は本稿でいう本画面描画をもって本図制作と定義するが、本稿では本図を構成する諸要素が全て揃うことをもって本図制作と定義したことによる。

また、隅川論文は「縮景園二十勝」選定期及び本図製作時期(本画面描画段階)を「あえて」「天明八年の後」と上限を示すに留めて下限を示していない。

隅川論文は白井が貼紙貼付の契機を寛政三年と捉えていると指摘しているが、速報では貼紙貼付の契機となった事項が生じた年代は示していない。

13 園史。

14 園史。

15 前掲(11)頼報告。

16 財団法人頼山陽記念文化財団編『頼山陽史跡資料館開館七周年記念企画展江戸時代広島風景展』平成十四年。前掲(2)山荘図展図録。

17 山荘図展図録第1巻場面1「清風館」図(以下山荘図を構成する場面を特定する場合は山荘図展図録が用いる方法を準用し「第○巻場面○」の要領で示す。また場面に墨書の標題があるときには標題も表示し「第○巻場面○」「○○」図」の要領で記す)。「第1巻場面6「臨瀛岡」図、第2巻場面5及び場面11に描かれた清風館の形状は南北棟の主屋根の南側に東西棟の屋根が附属する形状であるが、旧清風館は東西棟の屋根を持つ建造物として描かれている。また、旧清風館の南北の柱間は2間であるが、前述山荘図の清風館及び三戸家文書の清風館の南北柱間は3間以上ある。

18 園史、前掲(2)『新修広島市史』。

19 前掲(2)『広島市史』に「十月八日、御泉水下屋敷^{泉邸}の庭園修理竣工す、前藩主重晟乃ち御泉水下屋敷に往き、御家老浅野甲斐^{ち修}上田主水^{通江}浅野讃岐^{虎安}及び主水の嫡子志摩を招きて、陪覽せしめ、酒餞を賜はる」とある。園史、『新修広島市史』。

20 前掲(2)白井報告1。なお、白井報告2で享和改修を享和元年八月より後に着工した改修工事と定義したが、本稿では、享和元年八月以前に竣工したと想定される工事も享和元年八月より後に着工した工事と一連のものと認識でき

ることから、享和改修の定義を寛政十二年十月以降に着工した改修工事と改めた。

21 山荘図各場面については、第2巻場面8「濯纓池」図では旧画面と類似する描写と本図と異なる描写が、第1巻場面1「清風館」図、第1巻場面5「悠悠亭／鴛鴦洲／跨虹橋」図では現画面と類似する描写と本図と異なる描写が、第1巻場面9「無名景」図、第2巻場面2及び場面11には本図と一致しない描写が認められ、本画面及び旧画面又は現画面と共通する要素を持つ場面と異なる要素を持つ場面が混在している(表12参照)。

22 前掲(2)隅川論文。山荘図は、十八世紀末、享和元年八月以前の期間に数次にわたって制作された複数の図(草稿)を享和元年八月に取りまとめ、その後成巻したと推測される。

23 第1巻場面14奥に「享和改元年辛酉秋八月吉日草稿錦江」とある。荒木清二「縮景園の景観に関する二、三の考察」(前掲(2)山荘図展図録所収。以下「荒木報告」という)。

24 広島藩士が、藩主の庭園に関する創作を、当該庭園を一度も観覧することなく、無断で行うことは考えにくい。名所の選定はもとより、詩文の執筆も浅野重晟の命を受けていること(園史)、縮景園の観覧には藩主の許可が必要であること(園史、前掲(23)荒木報告)等から、本図の制作の背景に浅野重晟の命を想定する方が自然であろう。この点は前掲(2)隅川論文も同意している。

25 前掲(2)隅川論文。

26 園史58—2。

27 前掲(11)「縮景園に関する芸文」、前掲(2)

表12 山荘図における悠々亭及び濯纓池東部島嶼の表現

場面及び図名	旧悠々亭悠々亭の別	濯纓池東部の島嶼の表現	その他
第2巻場面8「濯纓池」図	旧悠々亭	「旧松嶋」に類似する形状の島嶼1	濯纓池北岸に石積突堤を築く
第1巻場面1「清風館」図	—	「松嶋」に類似する形状の島嶼1	
第2巻場面5	—	「松嶋」に類似する形状の島嶼1	
第2巻場面11	悠々亭?	大型島嶼又は半島。「松嶋」か。その他島嶼なし	
第2巻場面2	悠々亭	島嶼なし	
第1巻場面6「臨瀛岡」図	—	跨虹橋近傍に円形島嶼1。小蓬萊か。	
第1巻場面5「悠悠亭／鴛鴦洲／跨虹橋」図	悠々亭	鴛鴦洲(「松嶋」)、銀波島、小蓬萊等計3島。但し銀波島及び小蓬萊は後に描き加えられている。	

白井報告2。

28 前掲(2)隅川論文も「完成した鑑賞作品として伝わったものではない」と指摘している。

29 大名やその家臣が大名庭園等を描いた絵画を他藩の文人に送って詩歌文等の執筆を依頼し、文人が受け取った絵画をもとに詩歌文を執筆した例はよくある(管見では「南湖勝覧」(広島県立歴史博物館『黄葉夕陽村舎に憩う―菅茶山とその世界Ⅲ―』平成十七年)が菅茶山に送られた例や「緑綺園周辺景觀図」(広島県立歴史博物館『菅茶山とその世界Ⅱ―黄葉夕陽文庫の概要―』展示図録 平成十年)による菅茶山「緑綺園記」(菅茶山『黄葉夕陽村舎詩』黄葉夕陽村舎文)に執筆の例が挙げられる。

縮景園についても、縮景園を実見せずに執筆された作品として、日野資矩等の寄題詩、本図と関係が深い「縮景園十九勝」に係る司馬弼(唐津藩(佐賀県)藩士か)の詩(前掲(26)縮景園詩文 上「司馬弼作品題言」等が見られることから、このような広島藩外の文人に縮景園への寄題詩文の執筆を依頼するため、浅野重晟が参考資料として縮景園の庭園画を作成させたこと、本図がそのような作品のひとつであった可能性も想定してよいと思う。

30 前掲(2)隅川論文は本図の制作目的として「縮景園二十勝」選定作業に供するために描かれた可能性を指摘している。

31 前掲(2)白井報告2。

32 前掲(2)白井報告2。前掲(2)隅川論文は小倉武駿を作者に想定する。また、おなじく前掲(2)隅川論文はこの図は縮景園図巻を祖型としてしていると想定している。

33 国立国会図書館デジタルコレクション(https://dl.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/9367537。令和四年三月閲覧)

34 「流芳軒」は「縮景園十九勝」「縮景園二十勝」及び「縮景園名勝」では構成名所のひとつに含まれ、山田貴三「縮景園仮名記」(文化二年。園史58―2)、頼杏坪「縮景園仮名記」(文化七年。園史77―6)、「縮景園銘細記」(園史151―10)の記事でも縮景園内として認識されていたことが分かる。一方、山荘図、文化図、天

保図には「流芳軒」地区は描かれず、「所々絵図御泉水図」のなかの平面図(広島市立中央図書館保管。前掲(2)大名庭園展図録No.72「所々絵図御泉水図」、前掲(2)隅川論文「御泉水絵図」と同一。本稿では「文化略図」という。)は縮景園と「流芳軒」地区を色彩で明瞭に区分している。また、頼春水「縮景園記」(文化三年。園史71―3)では「流芳軒」地区は附録として本文とは別に区分されている。文化三年頃、庭園としての縮景園と「流芳軒」地区の区別が明瞭にされたが、その後も庭園としての狭義の「縮景園」呼称と庭園及び「流芳軒」地区を対象とする広義の「縮景園」呼称が混然として用いられたことが分かる。前掲(2)隅川論文も本図と「文化略図」における「流芳軒」地区の扱いに注目している。

35 本図及び文化図は卷子装で料紙の縦寸法もほぼ同じだが、天保図は量物で本図及び文化図よりも縦寸法が大きい(表13)。前掲(2)白井報告2及び前掲(33)。

36 前掲(2)隅川論文。

37 前掲(2)隅川論文。隅川論文は、本図と文化図に「実際の植生状況を的確に示した」「現実の景観を題材として青緑山水に寄せる画趣」、天保図に「狩野派画家の洗練された表現力を感じる」と指摘している。

38 天明以前の縮景園の庭園プランについては、同時期の縮景園を描いた「御泉水絵図」(但し古き分)「御泉水絵図(古き分)」(いずれも三戸家文書(個人蔵))。

表13 本図、文化図及び天保図のデータ (装幀、寸法)

	装 幀	寸 法(本紙)		出 展
		縦	横(第1紙横)	
本 図	卷子装	32.7	181.3(124.1)	実測値
文化図	卷子装	32.5	154.5(132.2)	白井報告2
天保図	量物	54	134	注(33)国立国会図書館デジタルコレクション

表14 真景図(全景)中に描かれた島嶼の数及び現在の縮景園の島嶼数

	島嶼数(うち石組を主とする島嶼の数)			備 考
	東部	西部	計	
本 図	1 (0)	3 (1)	4 (1)	
文化図	4 (2)	6 (2)	10 (4)	文化略図も同数
天保図	6 (1)	7 (1)	13 (2)	
現 在	7 (6)	7 (4)	14 (10)	保存管理計画書による

園史、改訂園史、前掲(2)大名庭園展図録等掲載)のほか、園史、白井報告1及び2を参照。

39 濯纓池内の島嶼の数の変遷は表14のとおり。

40 「鴛鴦洲」号は本図では濯纓池西部の島嶼の号として用いられているが、山莊図(第1巻場面5「悠悠亭／鴛鴦洲／跨虹橋」図)及び前掲(34)「縮景園銘細記」では「松嶼」撤去後の濯纓池東部の島嶼の号とされている。また、「松嶼」号「鴛鴦洲」号は「縮景園名勝」以降は継承されていない。これらの号の変更や停止にも、濯纓池に係る考え方の変更が反映している可能性がある。

41 第2巻場面8「濯纓池」図。

42 第1巻場面6「臨瀛岡」図、第2巻場面2及び場面11。なお、第1巻場面6「臨瀛岡」図及び第2巻場面11は桜花巷東詰石燈籠を描く。

43 第2巻場面2。

44 第1巻場面5「悠悠亭／鴛鴦洲／跨虹橋」図。

45 第1巻場面9「無名景」図。

46 前掲(41)。

47 前掲(45)。

48 白井報告1。

49 第1巻場面13「白龍溪」図、第2巻場面13。但し、本図の白龍溪に流水はないが、山莊図、特に第1巻場面13「白龍溪」図では流水が明瞭に描かれている。前掲(34)「縮景園銘細記」には「錦繡橋御溪合」について「往古ハ砂川ニ而、本御構之節ハ素々、平日御成之節も砂川一時ニ水ハ流落気色ニ仕置候様ニとの思召御座候由」とあり、本図に描写された「白龍溪」の様子は白龍泉及び水溜整備以前の日常の状況であったことが分かる。

50 第1巻場面11「超然居／観瀾橋／古松溪」図。

51 三戸家文書「弘化三歳御改め 御泉水惣絵図」(個人蔵。園史、改訂園史、前掲(2)大名庭園展図録等掲載)の貼紙貼付前の図(白井報告1掲載)に描かれた超然居西側は狭水道になっており西側から架かる橋梁も見える。文化後期改修で超然居周辺が再び改修された可能性が考えられる。また、同図には観瀾橋南詰から観瀾橋と異なる方向に掛けられた橋梁の輪郭や超然居とは別に配された建築物の輪郭が墨書されており、同図制作直後にも超然居周辺の改修が計画されていたことが分かる。

このほか、浅野文庫「御泉水御庭超然居併大手堀共御所替方合志らべ絵図」

(広島市立中央図書館)により、超然居周辺は位置や形状の変更等の改修が計画、実施されていたことが分かる。

52 旧画面Fの旧清風館西面縁に接して描かれている清風館北西蹲踞(図1(3)、71ページ図25(2)⑧)は、貼紙Fによる補正対象とされず、旧清風館の改修によって清風館と離れた位置に残されたように処理されている。これに対し、山莊図第1巻場面1「清風館」図には本図清風館北西蹲踞と類似した形状の蹲踞が描かれ、当該蹲踞と清風館の位置関係は旧画面Fに描かれた清風館北西蹲踞と旧清風館の位置関係と同じように見える。

現画面Fは清風館を絵画的に著しく簡略化して表現していることを考慮すると、清風館と清風館北西蹲踞の位置関係に関する現画面Fの表現は事実を反映しておらず、山莊図で見えるのとおりであったと考えるほうが自然であり、従って、清風館北西蹲踞を基点にした旧清風館の相対的位置と実際の清風館の相対的位置はほぼ同じであったと推測される。

53 前掲(17)。

54 看花榻は山莊図では第1巻場面1「清風館」図、第1巻場面4「看花榻」図、第2巻場面11に本図と同じ形状で描かれている。

なお、小坂矩章「同前」(縮景園二十勝)(前掲(26))「縮景園詩文 上」所収。以下詩の出典は全て同資料。看花榻割注に「榻作扇形团有一柱円蓋如雨傘」とあり、縮景園二十勝段階の看花榻の形状を伝えている。薄田忠温「縮景園二十勝」看花榻、服元立(服部仲山)「縮景園二十勝」看花榻も傘形の看花榻の形状に触れている。また、頼杏坪「同前」(縮景園二十勝)看花榻は「東風三尺榻」とその大きさを伝えている。

55 薄田忠温「縮景園二十勝」看花榻に「梅樹已婆婆」、服元立(服部仲山)「縮景園二十勝」看花榻に「只憐梅花清」、坂井積「同前」(縮景園二十勝)看花榻に「桃李迎韶景」とあり、既に看花榻の印象はウメ又はモモと結び付けられている。

56 前掲(54)。

57 園史。前掲(34)「縮景園銘細記」に「此悠々亭先年ハ当時之處方ハ少し處も違い御建前も違い候由」とあり、従来はこの「先年」を天明改修より前と捉えていた。

58 山莊図では第1巻場面5「悠悠亭／鴛鴦洲／跨虹橋」図及び第2巻場面2に悠々亭が描かれる(表12)。なお「縮景園八勝図」池亭納涼図(前掲園史口絵)も本図、山莊図と同様の悠々亭を描く。

なお、前掲(26)「縮景園詩文」所収の詩の多くは悠々亭の印象を「水」と結び付けており、浅野長従「縮景園二十勝」、奥教国「同前」、賀美通「同前」、生田俊昌「同前」、竹本正純「同前」、高橋将倫「同前」、賀屋寛恭「同前」では悠々亭が濯纓池水面上にあることを表現している。坂井積「同前」の「池亭」、生田俊遠「同前」の「亭臨池水流」、小坂矩章「同前」の「亭子池塘畔」も池に臨んでいることを表現している。

59 第2巻場面8「濯纓池」図は「旧松嶋」に近い形状の島嶼と旧悠々亭らしい建造物を描いており、両者が同時に存在していたことが分かる(表12)。また、第1巻場面5「悠悠亭／鴛鴦洲／跨虹橋」図、同第2巻場面2及び場面11には悠々亭が描かれているが、場面によって濯纓池東部の島嶼の数や形状は異なっている(表15)。悠々亭移設工事が「松嶋」改修前であることをうかがわせる。

山荘図における絵画表現上の省略等を考慮しても、第2巻場面8「濯纓池」図の制作後、第1巻場面5「悠悠亭／鴛鴦洲／跨虹橋」図、同第2巻場面2及び場面11制作開始までの間に悠々亭移設工事が行われたと推測される。

なお、浅野長従「縮景園二十勝」悠々亭にある「林外長堤下」の句が旧悠々亭の位置を文学的に表現したものと捉えた場合、同詩はブレ山荘図期以前の作と考えられる。

60 「縮景園名勝」は文化元年(一八〇四)六月、浅野重晟の命を受けた頼春水、岡岷山、梅園太領等が選定した縮景園の名所群。全34か所(園史、前掲(11)頼報告)。なお、現在の縮景園では「縮景園名勝」に浅野長勲が大正初年に選定した名所も加えて使用している。

61 前掲(2)隅川論文。

62 第2巻場面1「霊跡壇」図。第2巻場面12「其二」図に小さく描かれた建築物も霊迹壇と思われる。

63 第1巻場面7「奇福山」図。

64 第1巻場面5「悠悠亭／鴛鴦洲／跨虹橋」図、第1巻場面9「無名景」図、第1巻場面14「明月亭」図。また、第2巻場面3は主棟座敷北面を描いている。

65 第1巻場面11「超然居／観瀾橋／古松溪」図。なお、第2巻場面6「其二」図にも「聚仙島」上の建築物が描かれている。この建築物は北面に壁、東面に濡縁を廻らして棧障子建具を入れており、本図、文化図に描かれる超然居と整合しない。

66 「御建」「馬見所」の平面は前掲(51)「弘化三歳御改め 御泉水惣絵図」、上田

家文書「御泉水御馬見所御馬場図」(公益財団法人上田流和風堂蔵。前掲(2)『上田家茶書集成』)

67 前掲(34)。

68 前掲(51)。

69 第1巻場面8「積翠島」図で「錦繡橋」越しに小さく見えている植物葺き飾り棟の屋根は「流芳軒」又は「流芳軒」地区の建築物と思われる。なお、縮景園と「流芳軒」地区を区切る柵は第1巻場面10「石蟾橋」図及び第2巻場面13に描かれている。

70 観瀾橋を含む超然居周辺の改修については前掲(51)で示すとおり。なお、「縮景園銘細記」に、この観瀾橋を「御橋」と称していたという記事があり、園内で唯一高欄擬宝珠を有する観瀾橋の意匠との関連性が注目される。

71 前掲(2)隅川論文。

72 名物石のひとつ。園史、前掲(2)保存管理計画書。

73 四季を意識して名所を配していることは、前掲(34)で紹介する文化期の文学作品からもうかがうことができる。

74 園史。

75 本図旧清風館では北面から西面にかけて開口部と濡縁が巡り、山荘図以降、現在の縮景園においても北面に大きく開口している。

76 清風館居間が縮景園を構成する要素の配置を決定する起点であった可能性は、前掲(51)「御泉水御庭超然居併大手堀共御所替方合志らべ絵図」で、清風館居間からの方位によって超然居の位置を検討していることからもうかがえる。

77 「松嶋」は「縮景園名勝」に含まれておらず(園史)、「縮景園名勝」使用開始とともに廃止している。

なお、「松嶋」号に係り、園史は、浅野重晟による「松嶋」改名指示を伝える年末詳八月十九日付梅園文平(太領)宛岡利源太(岷山)書状(園史20ページ)の発給年を文化元年と推定しているが、本稿で検討した改修の経過から考えると、この書状は本図制作前後、寛政年間に記されたと推定される。この書状で「ちさき嶋にて小松五六本植御座候」と記される「松嶋」の様子も本図に描かれた「松嶋」と矛盾しない。

78 前掲(40)。

79 「聚仙島」号も「縮景園名勝」に含まれていない。

80 第1巻場面11「超然居／観瀾橋／古松溪」図。

81 前掲(34)。

82 寛政年間に行われた縮景園の改修工事については、従来、寛政前期改修及び寛政後期改修の2段階があったこと及び寛政前期改修で清風館の改修が行われたことを除き、その詳細は不明であった。白井報告1及び2。

83 前掲(19)で示す『広島市史』の記事が正しい場合、一連の工事を予定しているなか工事竣工に係る招宴を催すとは考えにくいため、ブレ山荘図期から山荘図1期にわたる一連の工事は前掲(19)の招宴が開催された寛政十二年十月の時点で竣工したと理解した。

84 「縮景園銘細記」には「此超然居辺之御模様ハ上田宗箇御作意と申伝へ」とあり、天明改修等の工事のなかでも「此超然居ハ宗箇御作意と申事ニ而御模様以前ハ其儘之由申伝候」と述べている。しかし、超然居周辺は、実際には、前掲(51)で示すとおり、文化前期改修から文政改修までの間に改修されており、その後も昭和十五年(一九四〇年)までの間に改変が加えられているため、現状から天明改修以前の超然居周辺の様子をうかがうことは無理がある。

天明改修で残された「上田宗箇御作意」を読み取るには、本図をもとに他事例と比較検証する作業が必要である。

執 筆 者

吾田 朱里	広島県立歴史博物館草戸千軒町遺跡研究所文化施設事務従事員
川邊あさひ	広島県立歴史博物館頼山陽史跡資料館学芸員
久下 実	徳島文理大学文学部教授
白井比佐雄	広島県立歴史博物館アドバイザー
花本 哲志	広島県立歴史博物館頼山陽史跡資料館主任学芸員
下津間康夫	元広島県立歴史博物館草戸千軒町遺跡研究所学芸員

広島県立歴史博物館 研究紀要 第26号
BULLETIN of the Hiroshima Prefectural Museum of History Vol.26

発 行 日 令和6年12月27日
編集・発行 広島県立歴史博物館
Hiroshima Prefectural Museum of History
〒720-0067 広島県福山市西町2-4-1
2-4-1 Nishi-machi Fukuyama City Hiroshima
720-0067, Japan
Tel. 084-931-2513 Fax. 084-931-2514

印 刷 株式会社中野コロタイプ